

東洋食品工業短期大学 自己点検・評価報告書

平成 29 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書

自己点検・評価の基礎資料	1
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神	20
テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果	22
テーマ 基準Ⅰ－C 自己点検・評価	26
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	27
◇ 基準Ⅰについての特記事項	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程	30
テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援	40
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	53
◇ 基準Ⅱについての特記事項	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	55
テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源	56
テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源	63
テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	66
テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源	67
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	69
◇ 基準Ⅲについての特記事項	69
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	70
テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ	71
テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ	73
テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス	76
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	77
◇ 基準Ⅳについての特記事項	77
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	78

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、東洋食品工業短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成29年 9月30日

理事長

三木 啓史

学 長

後藤 弘明

A L O

末松 伸一

様式4－自己点検・評価の基礎資料**1. 自己点検・評価の基礎資料****(1) 学校法人及び短期大学の沿革**

東洋食品工業短期大学の歴史は、昭和 13 年 4 月に高碕達之助が、本学の前身となる東洋罐詰専修学校を創設したことに始まる。高碕達之助は東洋製罐株式会社（現東洋製罐グループホールディングス株式会社）の創業者で、戦後、電源開発総裁、通商産業大臣、経済企画庁長官にも就かれ、日本の産業育成、諸外国との国交回復に尽力された方である。

缶詰の黎明期（明治～昭和初期）、我が国では、みかん缶詰やまぐろ油漬缶詰等が生産されはじめ、缶詰は外貨獲得の貴重な手段でもあった。しかし、当時、日本における缶詰技術のレベルは低く、昭和 11 年には、アメリカに輸出した日本製あさり缶詰によるとされる中毒死事件が発生し、大きな外交問題に発展した。当時、欧米諸国の缶詰産業を頻繁に視察していた高碕達之助は、滞米中にこの事件に遭遇し、その解決と日本製缶詰の信頼回復に努められた。高碕達之助は、欧米と我が国の缶詰技術の格差を痛感し、缶詰製造の基本技術を、科学的な側面から分析・研究し直す必要があると考えた。一方、日本国内においては、缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰技術者の不足は深刻な状況にあった。

「缶詰会社の共同の製缶工場」を社是とする東洋製罐の代表者として、缶詰事業を通じて社会に奉仕することを念願していた高碕達之助は、このような現状に対して、缶詰技術の研究と技術者を養成する教育機関の創設を決意し、昭和 13 年 3 月に財団法人東洋罐詰専修学校設置の認可を得た。東洋罐詰専修学校は、「缶詰を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という高碕達之助の理想と情熱のもと、健全な精神と優れた能力をもつ人材を育成することに教育の重点を置き、募集に当たっては、全寮制を敷くとともに、学費も寮費もすべて無償とした。

第二次世界大戦後、学校法人制度が発足したが、当時、東洋罐詰専修学校は、教育内容と設備の充実を図っており、優れた教育環境で十分な教育を受けた卒業生は、知識・技術ともに大学の卒業生と遜色なく、就職後も企業の中堅として活躍し、食品業界から高く評価されていた。こうしたことから、昭和 36 年 3 月、学校法人東洋食品工業短期大学の設置が認可され、同年 4 月、東洋食品工業短期大学として開学する運びとなった。昭和 37 年 4 月には、研究部門の一部を分離して財団法人東洋食品研究所（現公益財団法人東洋食品研究所）を設立している。

本学は、東洋罐詰専修学校創設以来、一貫して缶詰業界に有為な人材を送り出してきており、全国各地の缶詰製造企業において中堅技術者として信頼を集めてきたが、近年は食生活の変化に伴い、食品容器も、プラスチック容器が増加し、包装容器の多様化が急速に進んでいる。食生活の変化・包装容器の多様化は、充填・密封等の工学

的技術のみにとどまらず、内容物の加工等を含めた広大な食品科学分野全般に及ぶ知識・技術の修得が必要となる。本学は、このような時代要請に沿って「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」を目的とし、教育・研究環境の更なる改善に努めており、卒業生も、缶詰業界のみならず、食品産業及び関連産業のあらゆる分野に活躍の場を拓けている。

本学は、創設者の遺志を引き継ぎつつ、更なる発展と社会への貢献を目指し、次世代に向けて、新規実習設備の導入、教育内容の見直しなど、時代のニーズに合った教育・研究環境へと変貌している。また本学は、新たな教育の柱として社会人向け講習会を数多く実施し、平成 27 年 12 月には、「社会人育成講習会 包装食品工学総合コース」が文部科学大臣より職業実践力育成プログラム（B P）として認定を受けた。

「包装食品製造の理論と技術を未来につないでいく者を育て、次世代に向けた包装食品製造の研究を行う」、それが本学の使命である。

東洋罐詰専修学校及び東洋食品工業短期大学の沿革は別表のとおりである。

沿 革

1938(昭和 13)年	4 月	東洋罐詰専修学校が発足
1948(昭和 23)年	3 月	10 周年記念式典を挙行
1958(昭和 33)年	10 月	20 周年記念式典を挙行 同窓会「アピール会」が発足
1961(昭和 36)年	4 月	東洋食品工業短期大学が開学、「缶詰製造科」を設置
1962(昭和 37)年	4 月	研究部門を分離・独立し、財団法人東洋食品研究所を設立
1965(昭和 40)年	4 月	高碕記念図書館が完成
1968(昭和 43)年	3 月	学生会館（体育館）が完成
	4 月	30 周年記念式典を挙行
1971(昭和 46)年	9 月	学生会が発足、クラブ活動もスタート
1978(昭和 53)年	3 月	40 周年記念式典を挙行
1988(昭和 63)年	3 月	50 周年記念式典・講演会を開催
	7 月	新・斉志寮が完成
1998(平成 10)年	3 月	60 周年記念式典・講演会を開催

2006(平成 18)年	3 月	学校教育法の改正に伴い、短期大学士（食品工学）の学位授与を開始
2007(平成 19)年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称。密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制を導入
	9 月	本館及び高碕記念図書館の全面改装工事、バリアフリー化工事が完了
2008(平成 20)年	2 月	新体育館及びカフェテリアが完成
	3 月	財団法人短期大学基準協会から第三者評価適格認定
	4 月	男女共学化のスタート
	9 月	タイ王国から短期研修生の受け入れを開始
	11 月	70 周年記念式典・講演会を開催
2009(平成 21)年	9 月	グラウンドのリニューアル工事が完了
2010(平成 22)年	2 月	本学学生のタイ王国への短期研修（派遣）制度がスタート
2011(平成 23)年	10 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）を開始
	11 月	短期大学開学 50 周年記念講演会を開催 高碕芳郎教育支援基金創設
2012(平成 24)年	9 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）で履修証明プログラムが開始される
2013(平成 25)年	7 月	新教育実習棟（南館）が完成 1F：アセプティック飲料充填実習室・カップ充填実習室 2F：教員室
	10 月	アセプティック飲料充填設備が竣工
2015(平成 27)年	3 月	一般財団法人短期大学基準協会から第三者評価適格認定
	12 月	「社会人育成講習会 包装食品工学総合コース」が、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）認定

(2) 学校法人の概要

(平成29年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業短期大学	兵庫県川西市南花屋敷4丁目23番2号	35	70	76

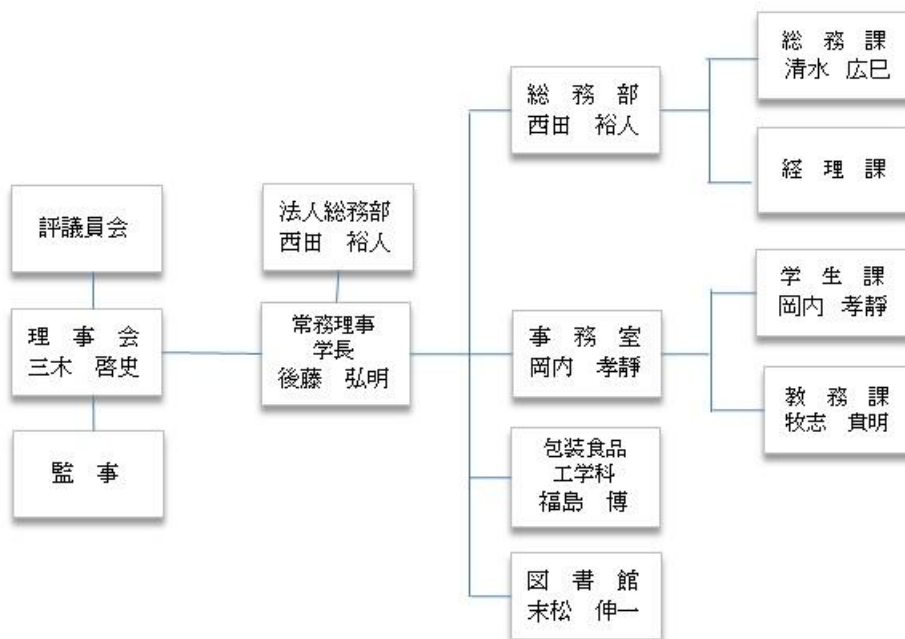
(3) 学校法人・短期大学の組織図

(平成29年5月1日現在)

専任教員 (人)	非常勤教員 (人)	専任職員 (人)	非常勤職員 (人)
21	10	13	2

・組織図

(平成29年5月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、阪急宝塚線及びＪＲ福知山線沿線に位置し、兵庫県川西市のＪＲ川西池田駅西方約１kmの南花屋敷に所在する。

川西市は、兵庫県の東南部・大阪府と兵庫県の県境に位置し、東は大阪府池田市、西は宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約１６万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。中南部は閑静な住宅街が広がる一方、弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、

源義仲が開発したと伝えられる多田銀山等、数多くの名所旧跡が点在している。北部は、多くの山々や猪名川などの自然環境にも恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

a) 立地地域の概要

大学が所在する南花屋敷の北側は、大正時代に開発された阪神間でも屈指の歴史ある住宅地となっており、大正文化を象徴する洋館が階段状に建築され、景観形成建築物として宝塚市の指定を受けた住宅が多数ある。その中でも、本学の創設者、高碇達之助が住居として使用していた「高碇記念館」が、ウィリアム・M・ヴォーリズの設計した唯一の残存する建物（ひょうごの近代住宅 100 選選定）として名高い。

大学は、高碇達之助の私邸のあった雲雀丘の近傍に設置するという前提のもと、南花屋敷（旧 川西町大字寺畑字落掛）を建学の地とした。創設当時、大学周辺は田畑が広がる田園地帯だったが、現在は、マンションと戸建ての住宅が立ち並ぶ閑静な住宅街となっており、男子寮、女子学生に提供している賃貸マンションも、大学から徒歩 5 分前後の住宅街にある。学びと学生生活の環境は良好である。

b) 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

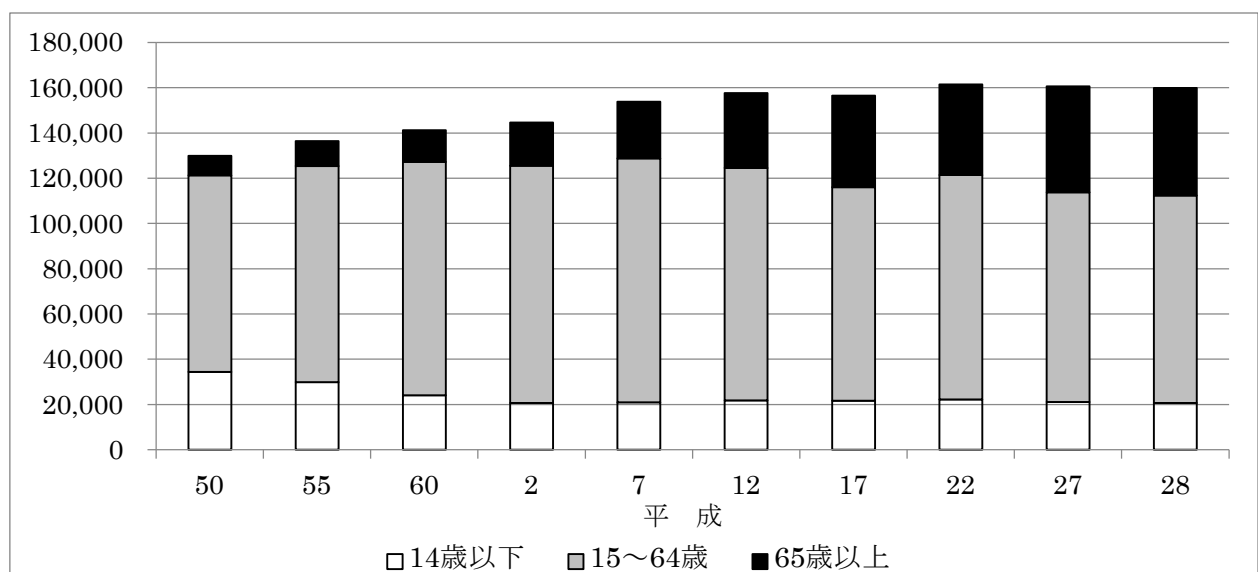
川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市近郊住宅都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われる等、住宅都市として発展してきている。

人口は、昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向にあったが、平成17年以降は16万人前後で推移している。年齢別に見ると、15歳未満の年少人口が減少、65歳以上の高齢者人口は急速に増加、少子高齢化が進行している。

15～19歳の大学進学適齢期の人口に限って見ると、全国平均（6005千人/4.725% 平成26年10月1日現在）より高い値にあり、ここ5年ほどは増加傾向にある。

① 川西市の人口推移

（単位：人）



② 川西市と周辺市町(兵庫県)の15～19歳人口推移

地 域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	7423	4.6	7703	4.8	7905	4.9	7985	5.0	8111	5.1
宝塚市	11224	4.8	11517	4.9	11625	5.0	11851	5.1	12042	5.1
伊丹市	4930	2.5	4996	2.5	5050	2.6	4990	2.5	4977	2.5
猪名川町	1775	5.5	1741	5.5	1724	5.4	1729	5.5	1749	5.5

c) 学生の入学動向

本学には、全国の農業・水産高校で食品を学ぶ生徒が多く進学してきており、所在県の兵庫を含む近畿2府4県では、全体の4割程度となる。

本学が所在する川西市の出身学生は、前述の理由もあり、全体の1.6%に止まる。

① 学生の出身地別人数及び割合

地域	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24～28年度計	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	1	1	0	0	3	1.6
東北	4	4	1	2	4	15	8.2
関東	1	0	0	5	0	6	3.3
中部	9	7	3	6	10	35	19.1
大阪府	7	2	6	5	3	23	12.6
兵庫県	7	5	5	6	11	34	18.6
近畿他	2	0	3	2	4	11	6.0
中国	1	4	6	1	0	12	6.5
四国	1	1	2	2	2	8	4.4
九州 沖縄	5	6	11	7	7	36	19.7
その他	0	0	0	0	0	0	
合 計	38	30	38	36	41	183	100.0

② 学生の出身地 周辺市町(兵庫県)人数及び割合

地 域	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 24～28 年度計	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	1	0	0	0	2	3	1.6
宝塚市	0	0	0	1	1	2	1.1
伊丹市	3	1	0	2	2	8	4.4
猪名川町	1	0	0	0	0	1	0.5
その他	2	4	5	3	6	20	11.0
兵庫計	7	5	5	6	11	34	18.6

d) 地域社会のニーズ

本学は、川西市に本拠地を置く唯一の大学であり、平成21年に川西市と包括的連携協力に関する協定を締結し、以後、市とは一層協力関係を強めている。また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、学校運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、川西市、川西市商工会及び宝塚市の後援で、食の安全等をテーマとした定例講演会の開催、大学施設の開放等を行い、地域住民から好評を博している。また、川西市通水60周年記念に当たっては、「きんたくんの力水」（ペットボトル飲料-川西市上下水道局）の製作にも協力した。

e) 地域社会の産業の状況

川西市は、高度経済成長期に住宅都市として発展してきた経緯から、産業は、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の8割、総生産額の6割以上を占めている。

産業分野別の状況は、下記の通りである。

- ・ 商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第3次産業が大きく発展したものの、現在は、近隣都市への相次ぐ大規模小売店進出、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある。
- ・ 工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。それにより空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業も衰退傾向にある。
- ・ 農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、「キクナ」や「ハウレンソウ」などの軟弱野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「菊炭」

や「原木シイタケ」の生産も行われているなど、農業は盛んである。

① 短期大学所在の市区町村全体図



② 短期大学所在周辺図(川西市)



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果で指摘された事項への対応について

向上・充実のための課題	対 策	成 果
・ 自己点検・評価報告書の内容充実。 ・ 講義、演習、実技の区分明記。 ・ 学生による授業評価アンケートの実施。 ・ F D 研修の受講率向上。 ・ S D 活動実施規程の制定。	・ 平成26年度の報告書作成において、マニュアルに沿い充実を図る。 ・ 平成27年度シラバスより実施する。 ・ 平成26年度より実施する。 ・ 新任教員の受講を図る。 ・ 平成26年度制定する。	・ 平成26年度報告書作成において不十分であった。平成27年度以降継続的に充実化を推進中。 ・ 平成27年度に実施済み。 ・ 平成26年度に実施済み。授業改善へつなげた。 ・ 研修受講率が向上した。 ・ 平成26年度に制定済み。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
特に検討せず	なし	なし

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし。

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

事 項	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備 考
入学定員	35	35	35	35	35	
入学者数	38	30	38	36	41	
入学定員 充足率(%)	108	85	108	102	117	
収容定員	70	70	70	70	70	
在籍者数	83	65	68	74	76	
収容定員 充足率(%)	118	92	97	105	108	

② 卒業者数（人）

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
包装食品 工学科	43	33	28	37	33

③ 退学者数（人）

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
包装食品 工学科	5	2	2	2	4

④ 休学者数（人）

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
包装食品 工学科	0	0	0	0	0

⑤ 就職者数（人）

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
包装食品 工学科	39	31	28	35	33

⑥ 進学者数（人）

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
包装食品 工学科	1	0	0	0	0

（７）短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

（平成29年5月1日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
包装食品工学科	8	3	6	3	20	7		3		11	農学 関係
小 計	8	3	6	3	20	① 7		③ 3		11	
(その他の組織等)	1				1						
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数 (ロ)							② 2	④ 1			
合 計	9	3	6	3	21	①+② 9		③+④ 4		11	

② 教員以外の職員の概要（人）

（平成29年5月1日現在）

	専 任	兼 任	計
事務職員	9	0	9
技術職員	1	0	1
図書館 専門事務職員	1	0	1
その他の職員	2	0	2
計	13	0	13

③ 校地等 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共有する 他の学校等 の専 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) 〔注〕	在籍学生 一人当たりの 面 (㎡)	備考 (共有 の状況等)
校舎敷地	9,594	0	0	9,594	700	193	
運動場用地	5,100	0	0	5,100			
小計	14,694	0	0	14,694			
その他	0	0	0	0			
合計	14,694	0	0	14,694			

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	計	基準面積 (㎡) 〔注〕	備考 (共有 の状況等)
校舎	3,856	0	3,856	2,000	

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室 (I T ルーム)	語学学習施設
2	1	15	1	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
1

⑦ 図書・設備

学 科	図 書 (冊)	学術雑誌		視聴覚資料 (点)	機械器具 (点)	標 本 (点)
			電子 ジャーナル			
包装食品工学科	29,166	17,399	3	244	84	0
合 計	29,166	17,399	3	244	84	0

図 書 館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	531	30	50,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,149	グラウンド テニスコート トレーニングルーム (体育館に併設)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学ウェブサイト※
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ウェブサイト※
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ウェブサイト※
6	学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ウェブサイト※
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学ウェブサイト※ 入学試験要項 大学ポートレート
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ウェブサイト ※ 本学掲示板

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

（９）各学科・専攻課程ごとの学修成果について

本学唯一の学科である包装食品工学科の学修成果は、平成 28 年度以前の入学者に対するものと平成 29 年度入学者に対するもので異なっている。すなわち、平成 28 年度より進めている大学改革の中で、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を変更し、更に同方針と整合性を持った内容に学修成果を改定したことにより、旧カリキュラムに基づく平成 29 年度の 2 年次生向けと、新カリキュラムに基づく平成 29 年度 1 年次生向けの二つの学修成果が並立することになる。

<平成 29 年度 2 年次生向けの学修成果>

基礎的な素養を身につけ、教養高い人材となるため、

- ・ 自主的、継続的な学修習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える。
- ・ 一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学修し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける。
- ・ 少人数教育を活かし、礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける。

専門性の高い技術を身につけ、実践性に富む技術者となるため、

- ・ 包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる。
- ・ 食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になる。
- ・ 資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる。

<平成 29 年度 1 年次生向け学修成果>

平成 29 年度より適用している卒業認定・学位授与の方針は、後述するように 4 項目から構成され、4 番目の項目は、卒業認定・学位授与に必要な単位数を記載した項目であることから、平成 29 年度 1 年次生に適用される学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に掲げた他の 3 項目に対応する形を取ることにした。具体的な学修成果の内容については検討中であり、平成 29 年度 1 年次生の前期末試験前までには公開する予定である。

本学の学修成果は科目との対応づけがなされており、各科目の修得目標を達成させることが、学修成果の向上・充実につながっている。

本学は少人数教育を特色としており、豊富な財的資源の基に、教員の人的資源、教育設備の物的資源を充実させ、カリキュラム委員会等が中心となって、個々の学生の修得状況や個性に応じた個別指導を行い、学修成果の向上・充実を図っている。

（１０）オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

いずれも実施していない。

(1 1) 公的資金の適正管理の状況

公的資金の取り扱いについては、「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、事務室長を統括管理責任者、各部署にコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動及び研究費等の適正な運営及び管理を行う体制を構築している。

(1 2) 理事会・評議員会ごとの開催状況(26年度～28年度)

理事会開催状況

区分	開催日時点 の状況		開催年月日 開催時間	出席者数			欠席 者数	監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席 理事数 (b)	実出 席率 (b/a)	意思表示 出席者数		
理 事 会	7～10人	7名	平成26年5月19日 10:00～12:00	5名	71.4%	2名	0名	2/2
		7名	平成26年5月19日 15:00～15:30	5名	71.4%	2名	0名	2/2
		8名	平成26年11月21日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年3月5日 15:00～17:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年4月2日 11:30～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年5月19日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年11月20日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年3月10日 15:00～17:00	5名	62.5%	3名	0名	2/2
		8名	平成28年5月19日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年5月19日 15:00～15:30	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年11月25日 10:00～12:00	5名	62.5%	3名	0名	2/2
		8名	平成29年2月3日 15:00～15:30	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成29年3月9日 13:00～15:00	7名	87.5%	1名	0名	2/2

評議員会開催状況

区分	開催日時点 の状況		開催年月日 開催時間	出席者数			欠席 者数	監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評 議員数 (b)	実出 席率 (b/a)	意思表示 出席者数		
評議員会	21～28 人	22名	平成26年5月19日 13:00～15:00	11名	50.0%	10名	1名	2/2
		22名	平成27年3月5日 10:00～12:00	11名	50.0%	11名	0名	2/2
		22名	平成27年5月19日 13:00～15:00	12名	54.5%	10名	0名	2/2
		22名	平成27年11月20日 9:00～9:40	11名	50.0%	11名	0名	2/2
		22名	平成28年3月10日 10:00～12:00	14名	63.6%	7名	1名	2/2
		22名	平成28年5月19日 13:00～15:00	14名	63.6%	8名	0名	2/2
		22名	平成29年3月9日 10:00～12:00	13名	59.0%	9名	0名	2/2

様式6－基準Ⅰ

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学は、「缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究を通じて食品産業に貢献することで、人類の福祉と発展に寄与する」ことを目的として、東洋製罐株式会社の創業者である高碓達之助によって創設された東洋製罐専修学校を起源としている。

短期大学改組後もその精神を受け継ぎ、建学の精神と教育理念を下記のように定め、明記した。

建学の精神：「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」

教育理念：「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

しかしながら、平成28年度に実施した大学改革の中で、東洋製罐専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り込む方が、本学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、下記のように改定した。

建学の精神：「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」

教育理念は改定後の建学の精神に含まれることからこれを廃止した。また、教育目的と教育目標についても平成28年度の大学改革の中で建学の精神とともに検討を行い、本学の特長を活かしながら、時代の要請に応えるため、以下の内容に改定した。

<教育研究上の目的>

包装食品製造に関わる理論と技術の教授ならびに研究を行い、包装食品産業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

<教育研究上の目標>

- ・ 包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「輸送・保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。
- ・ 包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・ 人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する。
- ・ 包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

これらを学生にも周知させるため、学内においては、学生便覧等で明確に記載し、入学時オリエンテーションで説明を行っている。学外に対しても、本学ウェブサイトや大学案内及び自己点検・評価報告書によって広く表明している。その他にも、学内の教職員及び学生が集まる主な箇所には建学の精神、教育研究上の目的及び教育研究

上の目標を記したパネルを掲示している。

平成 24 年度には、それまで明文化されていなかった学修成果を点検し、明文化する作業を行った。教育課程の学修成果は旧教育目標と逐一对応する形で定められている。

平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標を改定し、更に三つのポリシー「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミSSION・ポリシー）」の改定も行った。この改定に併せて、平成 29 年度 1 年次生に対しては、従来の学修成果ではなく、卒業認定・学位授与の方針と直接的に結びついた学修成果に変更することにし、シラバスには、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関係を明記した。卒業認定・学位授与の方針に基づいた新しい学修成果の具体的な内容については検討中であり、新たな学修成果を用いて平成 29 年度 1 年次生前期における学修成果の達成度測定・評価を行うべく、平成 29 年 7 月末までに確定、公開の予定である。

大学改革の中で、建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標、三つのポリシー等の改定を行ったため、平成 29 年度 1 年次生は新たな教育課程に対応する学修成果で評価を行い、2 年次生は従来の学修成果で評価を行うことになる。

本学の学修成果は、定量的に達成度を測定できるよう設定されており、従来の学修成果についても、科目レベルの学修成果と教育課程の学修成果は直接対応している。新たな学修成果についても、同様の考え方に基づいて、具体的な内容の確定作業を進めている。

建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標及び学修成果については、本学を取り巻く環境や本学の進むべき道により変化する要素もあり、必要に応じて見直しを進めてきたが、迅速な対応をとるため、見直しを行う場と頻度については、明文化する。具体的には、建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標については、大学運営会議において、また学修成果についてはカリキュラム委員会と F D 委員会における点検作業の結果に基づき、大学運営会議において定期的な見直しを進めることを平成 29 年度に明文化する予定である。

教育の質保証については、教育課程の学修成果の達成度を評価することで定量的な測定を行い、それらの結果に基づいてカリキュラムの再編成や補習等の学修支援の対策を講じている。また、平成 29 年 1 月に学生支援委員会から改組した学修支援委員会により、平成 29 年度は更に密度の濃い学修支援活動を行う予定である。

この他、学外の視点を採り入れるために、卒業生や本学に縁のある企業に対してアンケート調査を行っている。また、委員会活動による教育の質を保証する仕組みとして、学生に対する授業評価アンケートや教員相互間の授業参観を実施している。更に、教職員個人の取り組みとして、目標管理シートの作成とそれに基づいた自己申告（点検・評価）の制度を採用している。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価の規程及び組織を設けており、定期的な活動を行っている。平成 29 年度には自己点検・評価委員会を発展させた I R ・評価センターを設置し、4 月より活動を実施する。

本学の自己点検・評価報告書については、本学ウェブサイトに掲載し、より多くの人への情報提供に努めている。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神〕

基準Ⅰ－A－1 建学の精神が確立している。

(a) 現 状

本学は、昭和 13 年に高碓達之助が東洋罐詰専修学校を創設したことに始まる。達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰産業の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の缶詰の技術格差を痛感していた。特に、日本における当時の缶詰の品質問題は、避けて通れない大きな課題であった。そのため、缶詰の基本原則を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを説いていた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱を極めた状況にあった。これらの実情を鑑み、達之助は一企業の経営者という立場を超えて、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究をするための教育機関となる東洋罐詰専修学校を創設した。

同校は、「缶詰業を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という達之助の理想と「缶詰技術の向上への燃えるような情熱」を若者に鼓吹し、健全な精神と優れた能力を持つ人材を育成することに教育の重点を置き、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを目的として「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」に力を注いだ。

昭和 36 年に東洋罐詰専修学校を母体として設立された本学にもこの精神は引き継がれている。上述したように本学では、東洋罐詰専修学校創設時の建学の精神と教育理念を引き継いでおり、建学の精神と教育理念を下記のように明記した。

建学の精神：「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」

教育理念：「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

平成 28 年度まで、上記の建学の精神と教育理念を掲げていたが、大学改革の中で、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標についても検討を行った。検討を進める中で、東洋罐詰専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り込む方が、本学のような単科短期大学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、平成 28 年 11 月 25 日に開催した理事会の審議を経て建学の精神を下記のように改定した。

建学の精神：「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」

建学の精神には、教育理念も盛り込まれていることから、教育理念については廃止した。

本学が存在する意義を建学の精神に盛り込み、建学の精神を学生に周知させ、何のために学ぶのか、何を目指して学ぶのか、を常に意識させるため、学内においては、学生便覧、シラバス等で明確に記載し、入学時のオリエンテーションで説明を行って

いる。また、学外に対しても、本学ウェブサイト上に上記内容を掲載している他、大学案内には建学の精神を示すとともに、本学の特色を明記している。更に、学内の教職員及び学生が集まる主な場所には、建学の精神を記したパネルを掲示している。

建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標、学修成果及び三つのポリシーは、就業力育成支援委員会で検討してきたが、平成 29 年度より同委員会を発展的に解消し、大学運営会議を設けたことにより、これらの内容については大学運営会議で検討することになり、建学の精神を除いて、大学運営会議で審議、承認する。建学の精神については、大学運営会議の検討結果を理事会で審議、承認することになっている。

建学の精神の周知方法に関しては、平成 27 年度と同様に、入学後のオリエンテーションを活用する他、少人数教育の良さを活かした教職員との個別面談等の機会を捉えて、理解を深めさせるよう指導徹底を図った。また、新入学生対象に入学前の事前学修の一環として、配付資料の中に本学建学の精神を掲載し、それぞれの感想や考えを求め、課題レポートとして全員に提出させている。この他、事前学修の課題の一つとして本学の創設者である高碓達之助に関する調査レポートを課して、その人物像の感想を求め、創設時より本学が目指しているところを理解させるよう努めている。更に、常時、学生の目に触れられるように、入学後のオリエンテーション時に配付される学生便覧の中にも、建学の精神を掲載している。

理事長室、学長室、教員室、事務室には建学の精神等を記したパネルを、本館内の学生が集まる場所には本学の一連の特徴を示すパネルを掲示し、その中に建学の精神以下を記載し、常に周知できるようにするとともに、広く教職員並びに学生が共有できるようにした。学外においては、本学ウェブサイト上に建学の精神を記載・表明している他、大学案内にも建学の精神と本学の特色を明記している。

このように、建学の精神については、本学創設時の社会に対する大義と熱い思いを踏襲しつつも、時代の要請など、必要性が生じた場合には改定を加えている。

(b) 課題

建学の精神については、理事会における審議の過程で一部の理事から「もっと短い文章で記憶しやすい方が良いのではないか」との意見が出された。理事会におけるまとめとして、学長より平成 31 年度を目標に、更なる改定案の可能性を吟味する旨、報告している。創設者の意志を反映し、しかも単科短期大学である本学の意義が明確に表現できる短く記憶しやすい建学の精神については、引き続き検討が必要である。

テーマ 基準 I－A 建学の精神の改善計画

本学の意義が更に深く理解できるように、建学の精神を改定し、教育理念については廃止したが、更に簡潔で分かりやすい建学の精神について平成 31 年度を目処に検討を進め、再度、改定が必要か否かの判断を行う。

〔テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果〕

基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標が確立している。

(a) 現 状

本学は、昭和 36 年に東洋罐詰専修学校を母体として設立されたが、短期大学への改組後は、時代の要請から、缶詰技術のみにとどまらず、内容品も含めた広大な食品科学分野に及ぶ技術の修得が必要となった。そこで、教育目的・目標は次のように定めた。

＜教育目的＞

食品の加工及び貯蔵法の学理と技術の教授並びに研究を行い、教養高く実践性に富む有為な人材を育成し、人類の福祉と発展に寄与します。

＜教育目標＞

教養高く実践性に富む有為な人材に求められる基礎的な素養として、

- ・ 自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的、工学的素養、思考力、倫理観、行動力を養います。
- ・ 一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を養います。
- ・ 礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を養います。

教養高く実践性に富む有為な人材たる技術者として、

- ・ 食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者を育成します。
- ・ 包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者を育成します。
- ・ 資格に裏打ちされた、国際的に通用する実力ある技術者を育成します。

以後、本学は上記の教育目的と教育目標とを掲げてきたが、平成 28 年度に大学改革を進める過程で、建学の精神とあわせて、本学の教育研究上の目的と教育研究上の目標の検討を行った。本学の特徴を活かしながら、時代の要請に応えるため、以下に示す内容に改定した。

＜教育研究上の目的＞

包装食品製造に関わる理論と技術の教授ならびに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

＜教育研究上の目標＞

- ・ 包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「輸送・保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。
- ・ 包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・ 人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する

- ・ 包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

平成 29 年度からは、この改定内容を踏まえた教育研究活動を行っていくこととした。

教育研究上の目的と目標は学生便覧や本学ウェブサイト等に明記した。入学時のオリエンテーションでは十分な時間を費やし、学生に説明を行った。また、少人数教育の利点を活かして、教職員が学生に普段から教育研究上の目的と目標に沿った指導を行っている。その他、教育研究上の目的と目標を記載したパネルを、学生、教職員が常に目につく場所に掲示し、それらが浸透するよう努めている。また、学外に対しても、本学ウェブサイトや自己点検・評価報告書によって、内容を広く表明している。

(b) 課 題

教育研究上の目的と目標を見直す体制の確立が、昨年度の課題として挙げられていた。平成 28 年度は、就業力育成委員会が中心となって教育上の目的と目標の見直しを行った。平成 29 年度からは、就業力育成支援委員会の業務を包括した大学運営会議が始動する。これに伴い、就業力育成委員会は平成 28 年度をもってその任を終了する。教育研究上の目的と目標の点検・見直しは、この大学運営会議が実施する予定であり、その実施頻度を決める必要がある。

基準Ⅰ－B－2 学修成果を定めている

(a) 現 状

本学は単科短期大学であるため、学科の教育課程の学修成果がそのまま大学としての機関レベルの学修成果となる。また、教育課程を構成する各科目の学修成果として、科目の修得目標が存在する。つまり、本学の学修成果は教育課程の学修成果と教育課程を構成する各科目の学修成果（修得目標）で成り立っている。平成 24 年度に整備した本学の学修成果は、教育目的と教育目標とに直接対応する内容であった。

先に述べたように、平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的と目標を改定した。また、基準Ⅱ－Aで述べるように、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の改定も行った。学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に対応する形としており、平成 29 年度の 1 年次生向けシラバスには、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関係を明記した。新しい学修成果については、遅くとも前期末試験前、すなわち平成 29 年 7 月末までには公開の予定である。新しい学修成果を用いて平成 29 年度 1 年次生の学修成果について、達成度の測定・評価を行う。

以下、平成 24 年度に整備した学修成果について述べる。この学修成果は平成 28 年度に入学した 56 期生まで適用されるが、56 期生の中で留年した学生については、新しい学修成果により達成度の測定・評価を行う。旧教育課程の科目と新教育課程の科目間の読み替えについては、平成 28 年度に作業を完了しているため、留年した 56 期生に対しては、科目間の読み替えに基づき新しい学修成果を適用することとした。

平成 24 年度に整備した学修成果は、旧教育目標と逐一对応する形でまとめられてい

る。詳細については、基準Ⅱ-A-4に記した。教育課程を構成する各科目の学修成果は、教育課程の学修成果を念頭にして各担当教員によって定められ、科目の修得目標としてシラバス等に明文化されている。本学では、その専門性を活かし、食品業界で有益な資格を複数取得することが可能となっている。本学で身につく学修内容を直接反映したものとして、これらの資格取得も学修成果の一部としている。各科目の学修成果の具体的内容、そして学修成果として位置づけている資格の一覧は平成28年度カリキュラム案内に示した。

学修成果の内容は、平成28年度の学生便覧やカリキュラム案内、本学ウェブサイト等で内外に表明した。また、本学では、これらの学修成果を身につけて卒業し、食品業界で活躍する人材（食品の安全・安心を追及し、人の命を守るプロフェッショナル）を「食業人TM」と称し、分かりやすく特徴づけている。

学修成果の量的・質的データとしては、個々の科目で行われている成績評価が学修成果の主要な量的・質的データとなっている。成績評価の方法は授業形態によって違いが見られ、講義においては試験によるものが多い。実習・実験では、習熟度やレポートによって評価する場合が多い。本学の建学の精神にも関わる重要な学修成果である人間性を評価するために、受講態度等を評価する科目もある。何れにしても成績は全て100点満点で算出され、定量的に学修成果の達成度を測定可能である。本学の場合は科目レベルの学修成果と教育課程の学修成果が直接対応している。したがって、科目レベルの学修成果の定量データを集積することで教育課程における学修成果の達成度も定量的に測定することが可能となっている。平成24年度までは教育課程の学修成果と各科目の学修成果（修得目標）との対応関係に明確でない部分があったが、平成25年度にカリキュラム委員会で審議を行い、両者の対応関係を明確にした。このことで、教育課程の学修成果について、達成度測定の定量性が増した。全ての成績評価は「成績の連絡」に記載し、学生本人と保護者に通知しており、学生と保護者が自分の学修成果の修得状況をつかめるようになっている。なお、本学のカリキュラムは実習・実験を重視しているため、単位数の違いを考慮せず、各科目とも100点満点の成績評価を基本としているが、参考比較のため、単位数当たりの成績評価であるGPAも算出している。

教育課程の学修成果については、学生の成績データや資格取得状況、あるいは社会全体や食品業界の情勢を念頭に置きつつ、カリキュラム委員会、就業力育成支援委員会、そして教授会で検討した。各科目の学修成果については、教育課程の学修成果を念頭に置きながら、担当教員がシラバス作成時に点検を行った。

（b） 課 題

包装食品工学を取り巻く国内外の社会的・技術的状況は、近年大きく変化している。これらの変化に対応するように、本年は卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の見直しを行った（基準Ⅱ-A-1、-2参照）。これに伴い、新しい卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を反映した学修成果の改定が必要である。また、学修成果の継続的な点検・見直しを行う場と頻度を決める必要がある。

基準 I - B - 3 教育の質を保証している。**(a) 現 状**

学校教育法等の大学関係法令、短期大学設置基準、食品衛生法等の関係法令の変更や資格に関する情報は、通達があり次第、学内の関係部署に回覧している。また、カリキュラムや入試制度等に変更を加える場合は、関係法令や学習指導要領、他大学の状況などを確認し、法令遵守に努めている。

先に述べたように、各科目の成績及び資格取得状況をもとに学修成果が定量的に評価可能である。これをもとに、教育課程の学修成果の達成度を評価し、カリキュラムの再編成や補習等の学修支援の対策を講じている。これらの施策決定や実務を担う組織として、平成 29 年 1 月に学生支援委員会から改組した学修支援委員会を設置するとともに、就業力育成支援委員会の発展系として大学運営会議を平成 29 年 4 月から運用する予定である。一方、個々の教員においても、成績等の結果に基づいて指導方法や指導内容の検討を行っている。

学外の視点で教育の質を保証するために、平成 28 年度も就職先企業に対してアンケート調査を行い、本学のカリキュラムや卒業生が身につけた学修成果、能力を評価してもらった。また、公益財団法人東洋食品研究所構成員や本学のステークホルダー等で構成される評議員会から、教育内容についての評価を聴取した。

委員会活動や、教員個人による教育の質保証の仕組みとして、本学では年に 2 回、前期及び後期終了時に各教職員が目標管理と自己点検・評価を行っており、これをもとに学科長あるいは事務室長、そして学長との面談を行う。また、前期及び後期終了後に学生による授業評価アンケートを行っており（FD 委員会主催）、学科の教育力を測定している。授業評価アンケートの結果は各担当教員にフィードバックされ、各教員はそれを基にして授業改善計画を立て、FD 委員会に提出している。更に、平成 27 年度から FD 委員会主催で授業参観制度をスタートした。教員は同僚の授業を参観し、優れた取り組みがあれば自分の授業に採り入れるようにしている。平成 24 年度は全学をあげての FD 研修会「授業の基本ワークショップ」を開催した。以後、学内では FD 研修会を開いていないが、関西地区 FD 連絡協議会を通じて公開される学外ワークショップの情報を、FD 委員会から教員に配信しており、教員はこれに適宜参加している。特に、新任教員には「授業の基本」ワークショップを受講するよう指導している。平成 25 年度からは、カリキュラム委員会が学修状況把握調査を行っている。学生の学修方法や学修時間等が明らかになり、これを各教員が授業計画や学修指導方法にフィードバックできるようになった。

平成 28 年度は上記内容に加えて、教員に対するアンケート調査（カリキュラム委員会）により、必要とされる基礎学力の調査を行った。また、平成 29 年度から、新入生に対してプレイスメントテストを実施し、学力に応じてリメディアル教育を実施することが決まった。

このように、組織として、また個々の教員が、PDCA サイクルによって教育の向上・充実を目指す仕組みを設けている。

(b) 課 題

本学は、教育の質保証のための制度を複数持っている。これら複数の取り組みから得られたデータを統合し、教育の質を保証していくための施策決定・意思決定に役立てる仕組みが必要であることが、昨年度、課題として挙げられていた。この課題に対しては、平成 29 年度に組織改編を行い、大学運営会議、I R・評価センター、学修支援委員会を立ち上げることが決定した。今後は、これらの組織と既存の委員会とが円滑に協力して教育の質を保証していく必要がある。

テーマ 基準 I－B 教育の効果の改善計画

平成 28 年度は、課題であった教育研究上の目的と目標の見直しを行った。これを受け、遅くとも平成 29 年 7 月末までに新しい教育課程の学修成果の見直しを行う。また、新しい教育課程の学修成果をもとに、各科目の修得目標の点検・評価も行う。

教育研究上の目的と目標は大学運営会議において、また、教育課程の学修成果は、カリキュラム委員会と F D 委員会の協力のもと、大学運営会議が中心となって年 1 回の頻度で点検・見直しを実施する。教育の質保証に関しては、大学運営会議、I R・評価センター、学修支援委員会、カリキュラム委員会、及び F D 委員会が連携し、取り組みを継続的に実施する。

[テーマ 基準 I－C 自己点検・評価]

基準 I－C－1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現 状

本学では、自己点検・評価委員会を設置し、平成 28 年度までは、学長を含む 12 名が委員として自己点検・評価活動を行ってきた。

平成 29 年 2 月に、自己点検・評価活動を担う組織として、I R・評価センターを設置し、I R・評価センター規程を作成した。平成 29 年 4 月から運用を開始する。センターのメンバーは、学長、学科長、事務室長、総務部長、I R 担当職員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。この構成メンバーに、教授を加えた 11 名で、平成 28 年度の自己点検・評価報告書の作成作業を行う。これらのメンバーには、本学の他の委員会において委員長を務めているものがほとんど含まれており、自己点検・評価の結果がすぐに各委員会で検討され、大学改革に役立つよう配慮されている。

自己点検・評価活動は定期的に行われており、センター会議議事録によって活動内容を記録している。日常においても、組織レベルでは、各種委員会が中心となり、自己点検・評価報告書で抽出した課題に対し様々な提案がなされ、改善を行っている。個人でも、教育や研究、事務等に関して日々自己点検・評価を試みており、それらをもとにして年 2 回、嘱託を除く全教職員が「目標管理シート」を作成し、P D C A サイクルによってステップアップできるようになっている。

自己点検・評価報告書は、毎年、製本後、図書館閲覧室の書架に配架し、誰でも閲覧できる状態にしている。「平成 23 年度自己点検・評価報告書」からは本学ウェブサイ

トに掲載し、より多くの人へ情報提供できるよう努めている。

各種委員会の委員長は、ほとんどが自己点検・評価活動の構成メンバーであり、自己点検・評価で挙げられた課題に対して、各委員会が迅速に対応できる体制となっている。本学教員は少なくとも一つ以上の委員会に所属していることから、全ての教員が自己点検・評価活動に関与しているといえる。

各教職員は評価によって得られた成果を自由に活用し、自らの業務改善に努めている。

また、平成 26 年度に第三者機関による評価を受けた結果、本学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、一般財団法人短期大学基準協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断された。

しかしながら、この第三者評価において、自己点検・評価報告書について記載ミスや全体的に内容の充実が必要であるとの指摘を受けた。平成 26 年度以降の自己点検・評価報告書作成の際、自己点検・評価報告書作成マニュアルに従い、ミスや矛盾箇所が生じないように、執筆者には注意を促し、内容のチェックも慎重に行っており、これを継続している。

(b) 課 題

自己点検・評価報告書作成作業のスタートが遅く、公開が遅れる傾向にある。

テーマ 基準 I - C 自己点検・評価の改善計画

平成 29 年度の自己点検・評価報告書の作成作業は当該年度末にスタートし、公開を可能な限り早める。

基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

平成 28 年度に従来の建学の精神を、本学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すものに改定したが、更に記憶しやすい簡潔なものに改定できるか否か、平成 31 年度を目処として年 1 回の割合で定期的に大学運営会議において検討する。新たな改定案が提示できる場合は、会議の開催頻度を増やし、平成 31 年度下期開催の理事会に審議案として提出する。

平成 28 年度に教育研究上の目的と目標を改定したが、その定期的な見直しを大学運営会議にて年 1 回実施する。また、新しい教育課程の学修成果についても、定期的な点検・見直しが必要であり、教育研究上の目的、教育研究上の目標と併せて、年 1 回の頻度で点検・見直しを行う。なお、それに先だって、カリキュラム委員会と F D 委員会においても、学修成果に関しては教育活動との整合性や学修成果の達成度測定・評価上の問題点について検討する仕組みを構築する。

平成 29 年度の学修成果については、卒業認定・学位授与の方針と対応する形を取っており、内容については最終的な確認を行った上で、遅くとも平成 29 年 7 月末までには公開の予定である。この学修成果を用いて平成 29 年度 1 年次生については学修成果の達成度測定・評価を行う。

教育の質保証に関しては、大学運営会議、I R・評価センター、学修支援委員会、

カリキュラム委員会及びFD委員会が連携し、教育の質保証に関する取り組みを継続的に実施する。

自己点検・評価報告書の作成作業は当該年度末にスタートし、公開を可能な限り早める。

基準Ⅰの特記事項

平成28年度に三つのポリシーの改定を行い、それに併せて学修成果の見直しを進めているが、この見直しにおいては、新しい卒業認定・学位授与の方針をブレイクダウンし、更に学力の3要素との関係を折り込み、教育効果を詳細に把握できるような学修成果を焦点とする査定（アセスメント）を目指している。

新しい学修成果の評価は、平成29年度1年次生から適用し、平成29年度2年次生に対しては、2年次生の入学時に提示した従来の学修成果で評価を行う。

様式7－基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

平成 24 年度より、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受け入れの方針を定め、学内外に周知して運用を進めているが、現行の三つのポリシーは、中央教育審議会が示しているものと乖離していた。そのため、平成 27 年度から、カリキュラム委員会が卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針、入試委員会が入学者受け入れの方針について改定作業を進めた。しかしながら、改定作業は捗らなかった。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日）が発表され、同ガイドラインに基づき、三つのポリシーの改定作業を早急に行う必要があったため、改定作業をカリキュラム委員会、入試委員会から就業力育成支援委員会が引き継ぎ、学長が中心となって進め、より具体的で分かりやすい内容を目標に、建学の精神、教育研究上の目的と目標及び三つのポリシーの改定作業を行った。その結果、本学が規定する三つのポリシーは学校教育法並びに短期大学設置基準に適合したものになった。

また、改定後の三つのポリシーに基づき、カリキュラムを包装食品工学の基礎となる必修コア科目と資格取得に関係するステップアップ選択科目に再編成し、包装食品工学全体のつながりを明確にするため、包装食品工学を、食品製造工程を構成する七つの分野と食品製造工程全体を支える五つの分野に分けた概念図及びカリキュラムマップを作成した。

入学者受け入れの方針も新たに作成したので、入学試験制度も新しい入学者受け入れの方針との対応を確認する必要がある。

平成 28 年度在学生の学修成果の査定は、旧ポリシーのもと旧カリキュラムで学んでいるため、従来の方法で実施している。平成 29 年度からは新しい学修成果に基づいて学修成果の達成度を把握する必要がある。また学修支援委員会にて学生の面談を通じ、学びの姿勢や将来のあるべき姿について支援していく。

学位授与の要件及び学修成果の定量的な指標による成績評価の基準（ルーブリック）、資格取得の要件は、それぞれ学則、成績評価に関する規程、シラバスにおいて明記されている。また、学位授与の方針は、学生便覧及び本学ウェブサイトにおいて情報公開することにより、学内外に表明している。

企業及び卒業生の有益な情報を得るために、毎年アンケート内容を吟味し、アンケート調査を継続している。回収したアンケート結果より、回答した企業が学生に求める能力や資質、大学での授業科目など、有益な情報を得ることができた。しかし、アンケートの回収率が低いことが課題である。回収率を高めるため、SNSを利用することにした。

学生が利用可能な学内 LAN について、平成 27 年度に ICT 整備ユニットを発足し、

検討を開始したが、本学のような少人数教育の単科短期大学にとって、最適なインフラやシステム規模、あるいはそのメリットをどこまで引き出せるかといった具体的な課題に関する検証が十分進んでいないため、検討を継続する。また図書館に導入した電子黒板等の設備の有効利用も検討する。

本学は、男女共学化に際してコース制（密封技術及び食品製造技術）を導入した。当初はコース専門科目として独自のカリキュラムがあり、その特徴をアピールできたが、より多くの学生にカリキュラムを選択する可能性を広げてきた結果、コースの独自性が薄れてきた。平成 27 年度に実際の教育内容と合わせるためにコース制を廃止した。学生への適用は、平成 29 年度入学生からとした。また、学長・学科長を除く教員を、食品製造、密封、分析、微生物の 4 グループに分けるグループ制を検討し、平成 27 年度末に導入を決定した。グループ制の導入に関しては、継続的な評価が必要である。

障害者の支援体制は、校舎全体の大幅な改築・改造が必要となることもあり、設備・ソフト面とも十分には整っていない。

情報処理学習室（IT ルーム）等に設置されている情報関連機器類（パソコン等）は、学生が、予習・復習、レポート作成等に利用する大切な教育ツールになっているが、機器類の管理スキルを持った担当者が配置されていないこともあり、トラブル発生時の対応が難しい。今後の対応が必要である。

〔テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程〕

基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確に示している。

（a）現 状

本学では、平成 23 年度まで学位授与の方針並びに包装食品工学科としての学修成果を定めていなかった。平成 24 年度に本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学修成果の案及び学修成果案に対応した学位授与の方針案を作成し、下記のように学位授与の方針を決定した。

- ・これまでの卒業認定・学位授与の方針：
- 東洋食品工業短期大学は、下記二つの要件を満たした学生に対して、信頼できる正しい食づくりに貢献できる、真の「食業人TM」に至ったものと認め、短期大学士（食品工学）の学位を授与する。
- 1. 修業年限を満たし、学則に定める 67 単位以上を修得すること。
- 2. 「教養高く実践性に富む有為な人材」であること。その具体的な内容は教育課程の学修成果によって示される。

この卒業認定・学位授与の方針は学位授与の要件を満たし、学修成果を得た者に学位を授与することを明記したものであったが、中央教育審議会が示す卒業認定・学位授与の方針とは乖離が見られた。特に、学生が身につけるべき資質・能力の目標は明確にすべきであり、現行の卒業認定・学位授与の方針は改定が必要であった。そこで、

平成 27 年度には、カリキュラム委員会で、文部科学省が発表している高大接続改革実行プランを参考に、三つのポリシーの中で卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成と実施の方針について再検討に着手したが、新たなポリシーの作成には至らなかった。平成 28 年 3 月末に公開された中央教育審議会のガイドラインに基づき、就業力育成支援委員会が引き継ぎ、新たな三つのポリシーを策定した。

＜平成 28 年度新たに策定した卒業認定・学位授与の方針＞

東洋食品工業短期大学は、建学の精神に基づき、以下に掲げる要件を充たした学生に対して、卒業を認定し、短期大学士（食品工学）の学位を授与します。

- ◆ 食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かさない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていること。
- ◆ 包装食品製造ラインあるいは製造プロセスにおいて、将来リーダーとして活躍したいという意欲を持ち、かつ、活躍できる資質（知識・技術・問題解決力）を身につけていること
- ◆ 自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること
- ◆ すべての必修科目を含む 62 単位以上を修得していること

学位授与の要件及び定量的な指標による成績評価の基準、資格取得の要件は、それぞれ学則、成績評価に関する規程、シラバスにおいて明記されている。また、学位授与の方針は、学生便覧及び本学ウェブサイトにおいて情報公開することにより、学内外に表明している。

本学が規定する卒業認定・学位授与の要件は、学校教育法並びに短期大学設置基準に適合した、より具体的な学生が身につけるべき資質・能力が明確なものになった。

（b） 課 題

これまでの卒業認定・学位授与の方針を策定した平成 24 年度は、本学のように抽象的で形式的な記述にとどめている大学が多かった。しかし、中央教育審議会のガイドラインでは、卒業認定・学位授与の方針を策定する際の留意点として、特に学生が身につけるべき資質・能力の目標を明確化することと記載されている。このガイドラインを基準として、平成 28 年度に見直しを行った。今後は、新たに設置した大学運営会議で継続的な点検・見直しを維持する必要がある。

基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

（a） 現 状

本学では、平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的、教育研究上の目標と併せて卒業認定・学位授与の方針を改定した。新たな卒業認定・学位授与の方針との対応を図るべく、教育課程編成・実施の方針についても改定を行った。下記に改定した教育課程編成・実施の方針を示す。

＜教育課程編成と実施の方針＞

東洋食品工業短期大学は、卒業認定・学位授与の方針に記載した学修成果を学生が獲得できるよう、以下に示した方針に従って教育課程を編成・実施します。

- ◆ 知識偏重に陥らないため、実習・演習・実験を主体とした科目編成を実施します。
- ◆ 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、実習・演習・実験においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- ◆ 専任教員一人あたりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- ◆ 学生一人一人が各科目間のつながりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるとともに、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。
- ◆ 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- ◆ 2年間ですべての必修科目を含む合計 62 単位以上の科目を修得できるよう、カリキュラムを設定します。

既に述べたように、この教育課程編成・実施の方針は、新しい卒業認定・学位授与の方針に対応しており、より具体性があり、大学の教育改革を実現するための指針となる。

今後、学修成果の達成度の評価方法を検討する必要がある、現在、推進中である。

成績評価における方法、基準は、成績評価に関する規程に基づき、各科目担当教員の裁量に任せており、総合点で 60 点以上であれば単位認定している。単位認定の方法は授業形態により異なっており、講義の場合、ほとんどの科目で筆記試験を主体に単位認定を行っているが、実験実習科目はレポートや実技試験及び受講態度等によって評価を行っている。インターンシップや卒業研究はレポートだけではなく、成果発表の力量についても評価の対象としている。成績評価の方法は各科目のシラバスに具体的に記述されており、その方法にしたがって厳格な成績評価がなされている。

シラバスには、本学カリキュラムの構成マップを示し、各科目がマップの中のどの部分にあるのかが分かるようにしているが、科目間のつながりなど学生にとってはわかりにくい。これらを踏まえ、カリキュラム委員会・FD委員会合同で平成 29 年度のシラバスから下記内容に改定した。授業の目的・受講要件・修得目標・成績評価・テキスト・副教材・オフィスアワー等が明記されている。また新たに事前学修、事後学修や卒業認定・学位授与の方針との対応について明示した。また、シラバスの記載内容が適正であるか、カリキュラム・FD両委員会のメンバーで記載内容をチェックし、記録に残せるようシラバス管理システムを構築し、運用している。

主要科目への専任教員の配置に関しては、新カリキュラムの担当科目を決定するにあたり、各教員の専門性を調査し、適正な配置になるように検討した。専任教員の構成は、平成 29 年 3 月 31 日の時点で、教授 7 名（常務理事学長を含む）、准教授 2 名、講師 5 名、助教 4 名の 18 名である。このほかに、非常勤講師が 11 名在籍する。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、製作物発表、その他の経歴など、

短期大学設置基準の規定を充足している。博士号を取得していない教員についても、特定の分野において、特に優れた知識及び経験を有すると認められ、短期大学設置基準の規定を充足している。

教育課程の見直し・改善については、カリキュラム委員会が中心となって検討し、就業力育成支援委員会と教授会での審議を踏まえて慎重かつ迅速に対応しており、新カリキュラム策定後、毎年、確認と見直し作業を継続する予定である。特に初年次教育の強化として平成 29 年度から学生の基礎学力評価において数学と化学と文章作成技術でリメディアル教育を実施することを決定した。

平成 27 年度に、コース制（密封技術及び食品製造技術）の廃止について審議し、平成 29 年度入学者より、コース制は廃止することとした。主な理由は、①導入当初は受講科目も明確に分かれていたが、現在では、両コースの授業や資格が取れるように時間割が編成されている、②コースに分かれる必然性が非常に希薄になっている、③コースを越えての受講を願望する学生が増加した、等が挙げられる。

また、これまでのカリキュラムは科目数が多く（特に 1 年次後期）、時間割に余裕がなかった。文部科学省が大学で取り組むべき課題としている C A P 制導入などを考慮すると、内容が重複している科目があれば、統合することが望ましい。そこで、次の変更を行った。改定後の卒業認定・学位授与の方針に基づき、科目の再編成として包装食品工学の基礎となる必修コア科目と資格取得に関係するステップアップ選択科目に分け、包装食品工学全体のつながりを明確にするため、包装食品工学を、食品製造工程を構成する七つの分野、「食材」「容器」「加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」、及び食品製造工程全体を支える五つの分野、「衛生管理」「品質管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に分けた概念図と、カリキュラムマップを作成した。包装食品工学のつながりを理解できたかどうかは、1 年次終わりと 2 年次 12 月にステージゲートという名称の自らの修得度を把握する仕組みを設け、学生自身に理解不足の箇所を認識してもらい、次の教育につなげられるシステムを策定した。

（b） 課 題

平成 29 年度から適用されるステージゲートや学修支援体制も含めて新カリキュラムによる教育効果については、継続的な点検・評価が必要である。

また、教育課程編成・実施の方針について、継続的な点検・見直しを行う必要がある。

基準Ⅱ－A－3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

（a） 現 状

平成 28 年 3 月 31 日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、全ての大学は三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表する事が義務づけられた。施行は平成 29 年 4 月 1 日である。本学においては、それ以前より、三つのポリシーを策定、それらに基づいて入試方針やカリキュラムを検討してきた。しかしながら、必ずしも三つの方針が一貫性あるものとは言えなかった。そこで、平成 28 年度

は三つのポリシーの見直しを行った。

以下に新たに策定した入学者受け入れの方針を示す。

＜入学者受け入れの方針＞

東洋食品工業短期大学は、本学で学ぶ目的意識・意欲、知識、能力を備えた、以下のような人を求めています。

1. 本学の求める学生像

- ◆「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人
- ◆自ら積極的に学習し、考え、行動して、課題を解決することに興味を持てる人
- ◆授業や学校行事等の身近な事柄について、周りの人々と一緒に取り組むことができる人
- ◆理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎学修に取り組むことができる人

2. 入学者選抜の方針

- ◆本学の教育課程にふさわしい学力を持っているか否かを、個別学力試験で評価します
- ◆「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像を、エントリーシート、小論文、面接、調査書において評価します

このように、入学者受け入れの方針には、「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人を第一に挙げており、これは卒業認定・学位授与の方針に記載されている食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていることに対応している。この他にも、本学での教育過程を経て、将来身につけられる力を明確にし、それらを達成するために大学が入学者に求める能力を明確にした。本学は開学当初より食品業界に貢献できる人材の育成を教育目的としてきたが、今回、入学者受け入れの方針の変更によって、本学での学修内容に対する入学者の理解が深まり、将来を見据えた選択が可能になった。

入学前の学修成果の把握・評価については、高等学校段階で修得しておくべき内容として、理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎的学力とした。詳細については入試科目や選抜方法を参照すると容易に判断することができる。

本学の入学者選抜方法として、指定校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験、社会人推薦入学試験、外国人留学生入学試験、科目等履修生入学審査がある。科目等履修生の審査を除く試験区分においては面接を実施し、合否判定の基準として反映させている。面接試験では、本学の入学者受け入れの方針に定める学習意欲や人物像について、受験生が有しているかどうかを基準として判断している。

本学での教育課程に相応しい学力を持っているか否かは、公募制推薦入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎、物理基礎、生物基礎のいずれか選択）から選択した2教科の基礎的な適性調査、一般入学試験においては、

数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎+化学）から選択した2教科の学力試験を課して判断している。

以上のように、各選抜方法は入学者受け入れの方針に対応している。しかし、どのような要素に比重を置くかなどについて内規はあるが、公開はしていない。

（b） 課 題

平成28年度に入学者受け入れの方針を改定したが、入学試験制度は以前のポリシーに基づいてつくられたものである。今後、新しい入学者受け入れの方針と乖離している箇所がないかを検証する必要がある。

また、入学者受け入れの方針について、継続的な点検・見直しを行う必要がある。

基準Ⅱ－A－4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

（a） 現 状

学修成果とは、卒業認定・学位授与の方針の下で達成すべき具体的な学修成果を列挙したものであり、卒業認定・学位授与の方針や入学者受け入れの方針とつながりが強い。今年度、三つのポリシーを改定したことで、学修成果についても見直しを行い、新たな卒業認定・学位授与の方針と対応する整合性の取れた形に改定することになった。新しい学修成果は、平成29年度1年次生以降を対象としたものであり、1年次生の前期評価に間に合うよう、平成29年7月を目標に改定作業を進めている。

一方、平成28年度在学学生は、旧ポリシーに基づいて構築したカリキュラムで学んでおり、従来と同様の査定を実施した。

本学の学修成果は、教養高く実践性に富む有為な人材となるのに必要な内容として定められており、大きく分けて2つの領域、すなわち「基礎的な素養を身につけ教養高い人材となること」と「専門性の高い技術を身につけ実践性に富む技術者となること」から成り立っている。

基礎的な素養を身につけ、教養高い人材となるために必要な学修成果としては、以下の3項目を定めている。

- ・自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える。
- ・一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける。
- ・礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける。

また、専門性の高い技術を身につけ、実践性に富む技術者となるべき学修成果としては、以下の3項目を定めている。

- ・包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる。
- ・食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な

技術者になる。

- ・資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる。

本学のカリキュラムは、教育の目的・目標を直接反映している教育課程の学修成果に基づいて策定されており、学生が本学の教育方針を理解して勉学に励めば、卒業までに所定の要件を満たし、学修成果を達成することが可能である。以下に、学修成果の各要素について説明する。

「科学的、工学的な素養と思考力」は、主として一般教育科目の中の自然科学系の科目において修得目標として設定されており、これらを修めることで学修成果が達成される。

「一般的教養」を身につけるために、人文社会系の科目を設けている。また、語学教育として英語を重視するとともに、年 1 回、タイ王国ランシット大学への短期研修プログラムを設けており、学生は「国際的な交流に対応できる幅広い視野」を養うことができる。これらの科目の多くが 1 年次の必修科目として設定されており、1 年間の学修によってこれらの学修成果が達成できるようカリキュラムが組まれている。全ての科目の成績評価は定量的な評価を行っているので、学修成果の達成度を測定できるようになっている。

その他の学修成果のうち、「倫理観、行動力、コミュニケーション能力、豊かな人間性（礼儀、協調性、責任感、忍耐力）」については、毎年 4 月初旬に行われる新入生向け学外研修オリエンテーション、実験・実習・インターンシップ等の授業科目、更に普段の学生生活において獲得できるよう指導体制を敷いている。これらの学修成果はすぐに身につくものではなく、卒業までの 2 年間をかけた修得を想定している。学修成果に直接つながる科目については必修科目として設定し、定量的な成績評価を行っている。

食品加工と包装技術に関する幅広い知識は、いずれも 2 年間をかけて修得する専門教育科目を通じて身につけることができる。その内容は、カリキュラムマップにおいて「食品」「包装材料」「食品製造」「食品包装機械」「微生物制御」「品質保全」の 6 領域に分けられ、各領域に設けた科目群を修得することで学修成果が達成できる。特に重要な科目については必修科目とし、事実上、学修成果を達成することが卒業の要件となっている。また、全ての科目について定量的な成績評価を行っている。

「充填・密封・殺菌の基礎技術」は、先に挙げた 6 領域のうち「食品製造」と「食品包装機械」における科目群を履修し、修得できる。これらの科目も多くが全ての学生を対象とした必修科目となっている。また、密封技術コースの学生に対しては、より高いレベルの専門性を求める必修科目を設け、学修成果の高度化を図っている。平成 24 年度から時間割を工夫し、食品製造技術コースの学生も密封技術コース向けの科目を履修できるようにした。このことで、意欲的な学生は、より幅広く高度な学修成果を得られるようになった。技術の修得を目標とした学修成果に対しては、実習科目を中心としたカリキュラム編成を行っている。実習科目であっても成績は定量的に評価しており、学修成果の達成状況を査定することが可能である。

本学のカリキュラム内容と密接な関連を有する資格としては、公益社団法人日本缶

詰びん詰レトルト食品協会認定資格である巻締主任技術者、品質管理主任技術者、殺菌管理主任技術者の資格が挙げられる。また、東洋食品工業短期大学認定資格の密封評価技術者（ヒートシール、キャッピング）、国家資格（任用）である食品衛生管理者と食品衛生監視員、食品科学教育協議会認定資格のフードサイエンティストがある。

これらの資格は、包装食品業界における社会的なニーズを直接反映した重要な資格であり、前述した食品加工と包装食品技術に関する知識と技術を身につけないと取得できない。本学における実践的な知識と技術の学修成果を証明するものとして、これらの資格取得が位置づけられる。各資格は要件とされる科目の取得単位数で認定され、資格によってはそれに加えて筆記試験や実技試験が課される。いずれも定量的な成績評価が行われ資格が付与される。また、就職の際にこれらの資格の有無が問われることもあり、実際的な価値がきわめて大きい学修成果と位置づけられる。

平成 28 年度は、1 年次 41 名中 2 名が退学し、2 名が原級留置となった。残りの 37 名（90%）の学生は進級した。また、2 年次 35 名中 33 名（94%）の学生が卒業した。したがって、年度当初の在籍学生のうち、9 割以上の学生が各科目の学修成果（修得目標）を達成し、その総体として教育課程の学修成果を達成したと評価される。

表Ⅱ－１ 本学の学修成果に対応する資格とその合格率*

資 格 認 定		対象者数 (人)	合格者数 (人)	合 格 率 (%)
巻締主任技術者		15	15	100
品質管理主任技術者	一次試験	33	29	88
	二次試験	29	20	70
殺菌管理主任技術者	一次試験	33	33	100
	二次試験	33	21	64
密封評価技術者（キャッピング）		9	7	78
密封評価技術者（ヒートシール）		7	5	71
食品衛生管理者・食品衛生監視員		33	33	100
フードサイエンティスト		33	33	100

* 資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため、資格取得者としてではなく、合格率として示した。したがって、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

資格取得状況については表Ⅱ－１にまとめたとおり、多くの資格で高い合格率が得られている。したがって、包装食品の技術者に求められる専門的な知識と技術について、基本的な学修成果については高い達成率が得られたと判断される。品質管理主任技術者と殺菌管理主任技術者の二次試験は以前よりやや合格率が低かった。これら資格の二次試験の内容は、本学で学ぶ内容としては高度であることも留意すべきであるが、平成 27 年度の合格率が 45%であった品質管理主任技術者の二次試験は 70%に高

まった。東洋食品工業短期大学認定資格密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）については、受験者数が昨年より減少したが、合格率はいずれも 7 割以上で、昨年より高まった（平成 27 年度合格率：キャッピングは 79%、ヒートシールは 64%）。これら資格試験の内容がかなり高度であり、学修成果としては「基礎技術」を超えた発展的内容を含んでいる。

最後に、6 つの学修成果の達成度を評価する。表Ⅱ－2 に、各科目の成績を基に算出した 6 つの学修成果の達成度を示す。昨年度は 1 つの学修成果で A 評価であったが、今年度は A 評価が 2 つに増えた。昨年と同様、B 評価でも 78 点と A 評価に僅かに足りない評価で、平成 28 年度の卒業生は比較的高い学修成果を達成できたことが分かる。

表Ⅱ－2 6 つの学修成果の達成度評価

学 修 成 果	評 価 (平均点)
自主的継続的な学修習慣を身につけ、科学的、工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える	A (82)
一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学修し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける	B (78)
礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける	A (82)
包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる	B (78)
食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になる	B (79)
資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる	B (79)

* 平成 28 年度卒業生の最終成績をもとに算出

このように、本学の学修成果の達成度は定量的な評価が可能であり、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつながられる単純性と明快性を備えているといえる。

なお、平成 28 年度に三つのポリシーを改定し、教育課程も平成 29 年度 1 年次生からこれら新しいポリシーに基づいたものに変更される。新カリキュラムにおいても、前述した資格認定が適用できるよう、平成 28 年度後期より関係方面に対して科目と受講内容の詳細説明と調整を行った結果、平成 29 年度 1 年次生から適用される科目群の履修により、巻締主任技術者、品質管理主任技術者、殺菌管理主任技術者、食品衛生管理者・食品衛生監視員、フードサイエンティスト及び学内認定資格である密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）の資格取得は可能な状況となっている。

(b) 課 題

学習成果の査定（アセスメント）方法を学生に開示していない。

基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。**(a) 現 状**

本学は、平成 24 年度に初めて卒業後評価を行った。卒業後評価は郵送によるアンケート調査によって行い、対象は本学卒業生を採用したことの企業と、卒業生自身に対して行っている。

企業に対しては以下の項目を調査している。

- ・職場で求められる知識・能力・技能
- ・本学卒業生の在籍人数
- ・卒業生の働く部門
- ・卒業生の能力評価（専門性と社会人としての能力）
- ・製造技術の伝承・教育に関する不安の有無
- ・本学カリキュラムで強化すべき点
- ・資格の中で重要なもの有益なもの
- ・企業で必要としている人物像
- ・本学に対する提案・要望

卒業生に対しては以下の項目を調査している。

- ・本学カリキュラムの内容で実務に役立っている点
- ・本学カリキュラムで欠けている点
- ・本学の今後のあり方について
- ・後輩への助言について

アンケートは、カリキュラム委員会が集計し、今後の教育や就職活動に役立てられるよう、結果は教職員へ公開している。

企業を対象としたアンケートの回収率は、昨年が 56%、今年度は 54%であった。それに対し、卒業生を対象としたアンケートの回収率は、昨年度が 17%と低く、SNS を利用して回収率の向上を図ることを目指したが、今年度のアンケートは未実施である。

(b) 課 題

卒業生を対象としたアンケートの回収率が低い。SNS の利用等も含めて、回収率の向上を図る必要がある。また、今年度は、卒業生を対象としたアンケート調査が未実施である。

テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の改善計画

平成 28 年度は就業力育成支援委員会において、学長の主導で建学の精神を初め、教育研究上の目的と目標、並びに三つのポリシーを新たに制定した。三つのポリシーについては、大学運営会議において年 1 回点検・見直しを実施する。また、三つのポリシーの新たな制定に伴い、入試制度や教育課程編成、カリキュラムマップ等の変更を行った。平成 29 年度 1 年次生以降は、新たな卒業認定・学位授与の方針に対応した学

修成果を用いて達成度を評価する必要がある、1年次生の前期評価に間に合うよう、平成29年7月を目標に新しい学修成果を確定し、公開する。また、学修支援委員会にて学生の面談を通じ学びの姿勢や将来のあるべき姿について支援していく。

平成29年度1年次生から適用する新しい学修成果については、査定(アセスメント)方法を学生に開示する。

ステージゲートや学修支援体制も含めて新カリキュラムによる教育効果については、学修支援委員会で継続的に点検を行う。

入学者受け入れの方針と入学試験制度の整合性を確認するため、アドミッションセンターにおいて、入学試験結果と入学後の成績について試験の種類ごとに相関を確認し、入学者選抜方法の更なる改善に繋げる。

卒業生アンケートの回収率が上がると、教育課程や指導方法などの改善に使える情報量が多くなるため、回収率向上の施策を検討するとともに、SNSを利用し、平成29年度分の卒業生アンケートと併せて平成28年度分のアンケートを実施する。

[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]

基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現 状

教員は学生の学修成果を適切な成績評価基準に則って評価し、達成状況を把握している。

教員の学修成果の獲得に向けた取り組みとしては以下のように対応している。担当教員による評価方法はシラバスに記載されており、シラバスは学生に配付され、オリエンテーション等で十分に説明されている。

平成24年度に教育目標に対応する学修成果を設定した。更に平成25年度に各科目の修得目標と学修成果との関連性を明確にし、学生が自分の学修成果に対する達成度を把握できるような仕組みを設定した。平成25年度の試験成績から運用を開始した。また期ごとに成績評価一覧表を事務室で作成し、教授会で報告され、学修成果の達成状況を把握している。ただし、教授会メンバー以外には配付されておらず、個々の要求に応じて開示している。

単位認定の方法は授業形態により異なっている。講義の場合、ほとんどの科目で筆記試験による単位認定を行っているが、出席状況、授業態度やレポート等、筆記試験以外の方法で評価を行っている科目もある。実験及び実習科目は、レポートや実技試験及び実習態度等によって評価を行っているが、インターンシップや卒業研究はレポートだけでなく、成果発表の力量についても評価の対象としている。評価方法及び評価基準は、各科目担当教員に一任しており、総合点で60点以上であれば単位認定している。

コース制については、当初、独自のカリキュラムがあり、その特徴をアピールできたが、より多くの学生にカリキュラムを選択する可能性を広げてきた結果、コースの独自性が薄れてきた。

平成 27 年度に実際の教育内容と対応を取るために両コースを廃止することを決定し、平成 28 年度に公表した。これに基づき、平成 29 年度入学生よりコース制を廃止している。コース制廃止の検討を受けて、学長・学科長を除く教員を、食品製造、密封、分析、微生物の 4 グループに分けるグループ制を検討し、平成 27 年度末に導入を決定した。グループ制は平成 29 年度入学生より適用される。なお、このグループ制はカリキュラムに大きな影響を与えるものではなく、平成 29 年度生が 2 年次に行う卒業課題研究（平成 29 年度 2 年次生の卒業研究に対応する必須科目）を上記 4 グループの中から選択させるという形式を取るに過ぎない。しかしながら、卒業課題研究で各グループに分かれることにより、自らの更なる学びの軸足をどこに置いているか、学生一人ひとりが意識できるという点でグループ制の導入は有意義な仕組みである。なお、学科長が卒業課題研究を指導する場合は、学科長も上記 4 グループのどれかに関連したテーマで学生を指導することになる。

本学では、担任が中心になって、1 年次生を対象とした C H（コミュニケーション・アワー）の時間を設けている。C H では、学生生活に必要な情報を提供するほか、授業や施設設備等、大学に関する学生の意見を直接ヒヤリングしている。更に、平成 23 年度から学生支援体制を強化するため、新たに副担任制を導入し、卒業研究担当教員は、担当学生の卒業までの支援を行うようにした。各科目担当教員も学生からの相談はいつでも受け付けるとするのが従来からの体制だが、新たに平成 25 年度後期から、学生からの授業に関する質問・相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして設定し、平成 26 年度からはその旨をシラバスに明記した。また、平成 26 年度から授業以外の学修時間についてもシラバスに予習復習等の必要事項を明記するようにした。

本学は、平成 22 年度より授業に対する学生の満足度を知るため、カリキュラム・F D 委員会が主体となり、教材、授業方法、シラバスに関する項目について「学生による授業評価」のアンケートを実施している。その結果は、カリキュラム改善の分析資料にするとともに、科目担当者が自分の講義を客観的に把握し、授業の改善に役立てられるよう、授業改善チェックシート等の形で教員に公開して内容の説明を行い、授業の改善を促している。ただし、平成 23、24、25 年度は実施できていなかった。平成 26 年度から F D 委員会が主体となり「学生による授業評価」を実施した。学生のアンケート結果に基づき各担当教員が授業改善計画をたて、次年度の授業改善に取り組む仕組みを構築した。また、アンケート結果で優秀な教員には優秀教育者賞として表彰状と記念品を授与した。

教員の授業改善については、平成 24 年度は、カリキュラム・F D 委員会主催による「授業の方法」の外部研修会への参加及び内部研修会を開催し、授業内容の改善を推進している。平成 28 年度も継続して外部研修会に参加している。また、実習等についても内容の改善に関し、適宜、関係教員間で打合せを行っている。

事務職員の学修成果の獲得に向けた取り組みとしては、以下のように対応している。事務部門は学生の学修成果の把握のため、情報の共有化を推進し、C H や個々の面談を通じて適切な支援を心がけている。事務職員は各自の能力向上のため、積極的に各種研修会に参加している。

1. 総務部職員

文部科学省主催の各種研修会をはじめ、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立短期大学協会、私学経営研究会主催の各種研修会に参加している。

①補助金の申請 ②法人会計経理処理 ③科研費 ④共済保険業務 ⑤再雇用制度 ⑥学校法人の経営等に参加している。

2. 事務室職員

文部科学省主催の各種研修会をはじめ、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構、私学経営研究会、日本国際教育支援協会等に参加している。

①教務関連 ②就職関係 ③入試関係 ④募集広報 ⑤法務関係 ⑥学生支援関係 ⑦インターンシップ関係 ⑧メンタルヘルス ⑨補助金事務等に関する各種研修会に参加している。

学修成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源の有効活用としては、以下のように対応している。

本学の図書館は、教育・研究活動に必要な資料を収集・管理し、教職員及び学生の利用に供し、教育並びに学術研究に資することを目的に、昭和40年4月に高碕記念図書館として設立した。図書館は学長に直属した機関であり、館長、図書館員各1名と図書委員2名で管理・運営されている。

購入図書選定及び図書等廃棄については、図書館長を中心に、選任した図書委員により定期的に図書委員会を開催し、選定している。また、図書委員会より各教員に対し、学生向け推奨図書の選択、購入を呼びかけている。

蔵書については、教員の研究分野である食品加工・微生物等の専門分野に関する書籍が多く、図書購入もこれらの分野が中心である。学生向けの基礎教養科目に類する書籍や一般教養図書については、学生に希望図書を聞き、積極的に購入を進めている。

平成23年度には図書貸し出しシステムを導入し、より利用しやすい図書館となった。図書館には、本学の専門分野である食品関係の蔵書をはじめ、学生の専門教育科目、一般教育科目に関する蔵書、並びに、教育・自然科学・土木・建築・園芸、その他学生の必要とする一般の蔵書も揃えているが、改版等により内容が古くなった蔵書も多い。特に本学の専門教育において重要な領域に関しては、新規図書を毎年揃えていく必要があり、今後、計画的に新しい図書を購入していく。

また、近年は授業にAV資料を利用することが多くなっていることから、DVD・ビデオテープ等の資料の保管場所を定め、館内にDVD・ビデオテープが視聴できる映像機器を設置している。学生の図書館の利用については、入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係することだけでなく、広く一般的な事柄の調査にも利用するよう説明している。

学生のレポート等については、インターネットで調査し作成することも可能な時代ではあるが、図書委員会を通じて、教員に対し図書館の蔵書を利用してレポートを作成するよう働きかけている。また、蔵書には改版等により内容が古くなった書物が多いことから、分野ごとに見直しを図り、担当教員により要否を検討の上、順次最新の発刊書に更新を図り、利用頻度を高めていく。

また、図書館では、本学の特徴でもある食品関係の蔵書が多数あることから、食品業界関係者の利用が年々増加している。学内外の入館者が、どのような分野の図書を利用しているかを詳細に把握するため、入館者の氏名・所属・利用時間・利用図書等の図書館利用状況を記録している。平成 23 年度には自動貸し出しシステムを導入して利用拡大を図った。

本学図書館は、近畿地区図書館協議会、兵庫県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会に加入しており、各協議会を通じて情報の発信・収集及び連帯を図っている。また、学内については、図書の新着情報と図書館だより（ともに月刊）を発行し、学生の利用を呼びかけている。学外者にも図書館を開放し、地域貢献に取り組んでいる。

平成 27 年度に私立大学等改革総合支援事業にてアクティブ・ラーニング対応として図書館の閲覧室内の設備（電子黒板、パソコン、ホワイトボード等）を新規に導入し、平成 28 年 2 月から卒業研究発表の練習等に活用を開始した。平成 28 年度は「情報処理演習」で、課題プレゼンテーションの発表の場で授業に活用した。図書館のスペース的問題で 1 年次生全員参加では狭く、やりにくさが見られた。

学生への情報処理教育の一環として、パソコン・ソフトの習熟を目的とした情報処理演習の科目を設けている。また、本学には、教師用及び学生用パソコンを設置した I T ルームがあり、情報処理演習等の講義で活用している。このパソコンは常時インターネットに接続可能としている。また、学生談話室及び図書館に設置されているパソコンも随時使用できるようになっており、各種調査や就職活動に利用できるようになっている。なお、学生寮（男子寮）の談話室にパソコン 2 台を設置し、レポートの作成・インターネット等の利用もできるようにしている。また、寮生の各個室には、インターネット接続用の L A N ポートが設置されており、パソコンの接続・利用が可能となっている。

学生が利用可能な学内 L A N は構築していないが、平成 27 年度に I C T 整備のプロジェクトを立ち上げ、短大独自のネットワークシステム導入の是非やアクティブ・ラーニングに適したシステムの導入について検討を開始した。アクティブ・ラーニングに関しては、市販のラーニング・マネジメント・システム（L M S）Glexa の試供版を導入することとし、平成 29 年度に一部の科目で検証を行うことになっている。

また教職員には 1 台以上のパソコンが供されており、授業、各種調査や学校運営に活用している。教職員は業務に必要な P C 利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

（b） 課 題

I C T 整備は、大規模大学を中心に導入・活用が進んでいるが、本学のような小規模な短期大学に適した学事システムの導入が、システム費用やセキュリティー管理面等の問題から確定できていない。本学に適したシステムの検討に時間がかかっている。

図書館に導入した電子黒板の利用頻度が低い。

基準Ⅱ－B－2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 現 状

学修支援の一環として、平成 23 年度より、4 月のオリエンテーション時に 2 泊 3 日（現在は 1 泊 2 日）の学外研修を採り入れ、新入生のガイダンス、履修、資格、就職を含めた目標の設定とコミュニケーションを深めることを目的に、学修・生活支援を組織的に行っている。平成 24 年度の学外研修からは、2 年次生によるピアサポートを実施した。

本学は以前より学年担任制を導入しているが、平成 23 年度から担任、副担任の 2 名体制とし、支援体制を強化した。

また 4 月度オリエンテーション時に、英語・数学・化学の基礎学力確認試験を実施し、1 年次は入学前課題の成果及び基礎学力の把握のため、2 年次は 1 年次の復習を含めた学修成果の把握を行った。特に基礎学力試験の点数が低い学生には補習を実施し、基礎学力の定着を図っていた。しかしながら、単位と無関係な試験であることから、取り組み方も学生により温度差があり、正確な基礎学力の測定ができていなかった。特に、2 年次生ではこの傾向が顕著であるため、従来通りの基礎学力確認試験については来年度以降実施しないことにした。その代わりに、平成 29 年度は、入学時のオリエンテーション期間中に基礎学力と聞いた箇所を把握する目的のプレイスメントテストを実施し、リメディアル教育を行って、基礎学力の向上を図ることとした。

アクティブ・ラーニングが求められるなか、学生の自主的な学びに対する目安として、平成 26 年度から授業以外の学修時間についても、シラバスに予習復習等の必要事項を明記するようにした。

学修成果の獲得に向けて、以下のような学修の動機づけに焦点を合わせた取り組みを行っている。

オリエンテーションでは、履修科目の選択に関するガイダンスを行い、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に理解し、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

食品製造技術、密封技術の 2 コース制については、2 年間の計画が立てられるようなコース別の資料の作成を行っている。

2 年次生に対しても履修科目のガイダンスを行い、選択したコースでの履修漏れがないように配慮している。更に平成 25 年度に各科目の修得目標と学修成果との関連性を明確にし、学生が自分の学修成果に対する達成度を把握できるような仕組みを設定し、平成 26 年度の試験成績から運用を開始した。

当初はコース専門科目として独自のカリキュラムがあり、その特徴をアピールできたが、より多くの学生にカリキュラムの選択可能性を広げてきた結果、コースの独自性が薄れてきた。そこで、平成 27 年度に実際の教育内容と対応を取るために両コースを廃止することを決め、学長・学科長を除く教員を食品製造、密封、分析、微生物の 4 グループに分けるグループ制を検討し、平成 27 年度末に導入を決定した。学生への適用は、平成 29 年度入学生からとした。

次に学修成果の獲得に向けた印刷物等の発行状況は、以下のようになっている。

建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、学修成果や教育課程編成・実施の方針等について学生便覧に記載し、入学時のオリエンテーションで配付し、内容を説明している。学修や科目選択の資料として科目毎のシラバスを作成しており、履修目的・講義内容・修得目標・履修上の注意事項・成績評価の方法等を理解するための資料として全学生に配付している。年度初めにはカリキュラムとシラバスの要約・科目間の関連・資格取得との関連を容易に理解し得る資料も作成し、配付している。

講義を進める中で、担当教員が科目修得における基礎学力の不足を感じる学生に対しては、個々に補修等を行い、学修に対する支援を行っている。少人数を対象としたこのような補習により、専門科目の知識修得が円滑に進んだケースもあり、学生の問題点を正しくつかんだ指導が有効であることを確認できた。

4月のオリエンテーション時に、英語、数学、化学の基礎学力確認試験を実施し、1年次生は入学前課題の成果及び基礎学力の把握のため、2年次生は1年次の復習を含めた学修成果の把握を行った。特に基礎学力試験の点数が低い学生には補習を実施し、基礎学力の定着を図っていた。しかしながら、単位と無関係な試験であることから、取り組み方も学生により温度差があり、正確な基礎学力の測定ができていなかった。特に、2年次生ではこの傾向が顕著であるため、従来通りの基礎学力確認試験については平成29年度以降実施しないことにした。その代わりに、平成29年度は、入学時のオリエンテーション期間中に基礎学力と蹢いた箇所を把握する目的のプレイスメントテストを実施し、リメディアル教育を行って、基礎学力の向上を図ることとした。

本学は少人数教育のため学生個々の学力の把握と個別指導を容易に行える状況にある。学力優秀な学生への対応は特に組織的には実施していないが、全員必修の卒業研究や、資格取得に向けた実習等において、個々の能力を伸ばす対応をとっている。

指導助言体制としては、学年毎の担任制度が基本的な体制で、担任が主体となり1年次生を対象にCHを設定しており、この時間帯を使って学生の悩みや改善要望事項等を聞き取り、必要と判断した場合には個別指導を別途行い、様々な目的で活用している。平成23年度からは副担任も配置し、担任との2名体制で、より深い支援ができるように活動している。更に、卒業研究担当教員も学修、生活全般に深く関与するようにしている。もともと少人数教育で学修の進捗状況を把握しやすく、かつ、事務室・教員室も開放的で相談しやすい雰囲気であり、この状況を維持継続するように努めている。

上記のようにいつでも学生からの相談は受け付けるというのが従来からの体制だが、新たに平成25年度後期からは、学生からの授業に関する質問・相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして設け運営している。平成26年度からはシラバスに明記した。

このように、担任制度や少人数教育を活かした学修支援体制を取り入れてきたが、これらの仕組みでは、教員個人の資質に依存するケースが多く、入学後の早い段階で学生に自立的な学びを意識させ、そこに向かって努力するという望ましい形で学生生活を指導するには限界があった。そこで、平成29年1月に学修支援委員会を立ち上げ、「卒業時のありたい姿」「学びの姿勢」等について、学生と指導担当教員（准教授以上の教員が二人一組となり、6～7人程度の学生に個別で対応）との間で面談を繰り返

し、学生の学修意欲の向上と学修目的の明確化を図ることとした。担任制度や少人数教育を活かした学修支援の仕組みはそのまま残し、学修支援の強化を進めた。平成 28 年度に学修支援委員会で策定した具体的な活動計画は、平成 29 年度新入学生のオリエンテーションを手始めに実行されることになっている。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣体制としては、海外から短期研修の学生や社会人の受け入れを行っている。タイ王国ランシット大学等とは学術交流協定を締結している。なお、タイ王国ランシット大学には、本学学生の短期研修派遣も実施している。タイ王国との交流については、今後、更に受け入れの拡大を検討している。これまでの受け入れ人員総数は 125 名で、派遣人数は 76 名である。また、外国人留学生入学試験も設定しているが、平成 28 年度は受け入れ実績が無い。

(b) 課 題

4 月のオリエンテーション期間中に基礎学力試験を実施したが、試験に対する学生の取り組み方にも問題があり、学生の基礎学力を捉え切れていない。また、問題自体も高等学校までの教育で躓いた箇所を炙り出すような内容ではなかった。基礎学力の向上には高等学校までの教育において、どの部分で躓いたかを明確に把握した上で対策を練ることが大切である。上記目的を達成できる基礎学力試験の実施と補習の仕組みを構築する必要がある。

基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現 状

学生生活の支援体制は、学生支援委員会が中心となって、担任、副担任、事務室が組織的に行っている。以前は授業に関わる学生からの質問を随時受け入れ指導していたが、平成 25 年度より、学生からの質問・相談などを受け入れる時間帯あるいは手法に関して、各教員がシラバスにオフィスアワーとして記載している。

本学への入学者は日本全国から集まってくるため、多くの学生が寮での共同生活となる。地方から出てきて寮生活を始める学生に関してのケア及び自宅生と寮生とのコミュニケーションを取ることは重要であり、4 月入学時にこれを目的とした学外研修オリエンテーションを行っている。この効果は即日アンケートを取ることでより学生支援委員会にて評価している。寮生活の支援として、事務室所属の寮監を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。

学生が主体的に参画するクラブ・同好会については、教授会で選任した顧問がそれぞれの活動を支援する体制となっている。クラブとしては、野球部、サッカー部、バドミントン部、軽音楽部、バレーボール同好会とフードプロセス研究会、更に、ボードゲーム同好会が平成 27 年に発足し、活動している。

2 年次担任の教員は学生会顧問に就任し、学生の自主的活動をバックアップしている。学生会等の活動として以下の行事を実施した。

・新入生との懇親会	4 月
・斉志（せいし）寮防災避難訓練	4 月
・新入生歓迎ボーリング大会	5 月
・校庭芝整備記念スポーツ大会	10 月
・天橋立へのバスツアー	11 月
・卒業記念パーティー	3 月

学生のキャンパス・アメニティへの配慮として、アリーナに併設したカフェテリアを提供している。また、アリーナにはトレーニングルームも併設しており、学生の健康維持にも配慮している。トレーニング器具のメンテナンスも怠りない。学内敷地は、キャンパスロード・散策路・花壇等も整備し、構内環境の充実を図っている。街灯についても、大学の雰囲気を持続するようなデザイン・配置に配慮している。なお、本館・図書館周辺通路はバリアフリー化を実施している。

体育実技の授業環境改善を目的として、兵庫県の「県民まちなみ緑化事業」の補助を得て校庭芝生化を行い、この事業の作業（土入れと芝生張り）に学内ワークスタディによる延べ 156 名の学生が参加した。

宿舎が必要な学生への支援体制として、学生寮（斉志寮）が本学から徒歩 5 分の閑静な住宅街の一角に配置され、志を斉（ひと）しくする者が起居・勉学をともにし、規律ある自治的共同生活を通じ自主性を身につける場を提供している。事務室職員が常駐の寮監として学生指導と管理運営をしている。

学生は全国から進学してくるため、入寮希望の男子学生は全員入寮できる体制を整えており、女子学生には、借り上げマンションを提供している。

〈学生寮施設概要〉

- ・建物 S R C 構造 4 階建（延べ床面積 1,552 m²）
- ・居室 48 室 全室個室（8 m²）
- ・食堂、談話室、図書室は 2 階に設置
- ・各部屋にインターネット接続用 LAN ポートを設置

※留学生用として専用居室（16 m²）2 室、シャワールーム 2 ブースを設置。

通学時の安全確保の観点より、自動車などによる通学は禁止している。自転車での通学も原則禁止しているが、通学のための便宜を図るための方策として、徒歩通学に不便であり、安全性が確保できる場合のみ、申請により認める場合がある。駐輪場は大学敷地内に設置している。本学は最寄りの駅から近く、また半数以上の学生が至近距離の学生寮に居住していることから、現状では、通学に際して特段の便宜を図る必要性はないと考える。

奨学金等、学生への経済的支援の制度として、本学独自の奨学制度を設け、奨学規程に基づき運用している。表Ⅱ－3 に本学の奨学制度等の利用状況を記述するが、奨学金受給者は、学費や修学費、食費等の生活費として利用している。

表Ⅱ－３ 平成 28 年度の奨学金の利用状況 単位(人)

	1 年次生	2 年次生
本学 奨学制度	1	4
日本学生支援機構 奨学金制度	12	8
本学 学業成績優秀賞*	1	0

* 本学奨学制度で、奨学生の基準(保護者の所得)を満たさない者、若しくは企業に在籍している者が対象となる。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制として、学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種（希望者のみで、費用の一部を大学が負担）を年 1 回、校医による健康相談を月 1 回実施している。メンタルヘルスケアも、非常勤のカウンセラー（臨床心理士）が週に 1 回、学生のカウンセリングを行っている。

カウンセリングの状況は必要に応じて各担任とも連携してケアを行っている。また、4 月には兵庫県警察本部から講師を招き、薬物乱用防止講習会を実施し、学生の啓発活動に取り組んでいる。

学生生活に関して学生の意見や悩み、要望等の聴取への取り組みとして、担任制度を採用している。また、本学は、少人数教育であることもあり、講義、コミュニケーションアワー、寮生活等、全ての学生生活の中で常に教職員と顔を合わせる環境にあることから、安心して学生生活を送ることができる。

また、同様に学生の学修及び生活の支援体制として、学生個々の状況に応じた指導・支援を行うことが可能である。しかしながら、学修支援に関しては、前述した学生支援委員会の規程にも記載されておらず、個別の対応に依存しているという問題があった。このため、基準Ⅱ－B－2において記載したように平成 28 年度に学修支援に関する系統的な支援を行う手法を検討し、平成 29 年 1 月に学生支援委員会を改組し、新たに学修支援を主たる活動とする学修支援委員会を立ち上げた。平成 29 年度新入学生に対するオリエンテーションの内容も、学修支援委員会で検討を行い立案した。また、これまで、クラス担任・副担任に依存していた学修支援に関するアドバイスも、学修支援委員会が主体で行うことになっている。

一方、学生支援委員会の活動の主体となっていた学生生活の支援・指導は事務室が行うこととした。この活動は、これまでも事務室が中心となって実施してきた内容であり、事務室の職務分掌規程にも規定されているため、学生生活の支援・指導に支障はない。

本学の特徴である包装食品に関する専門知識修得を希望する海外の社会人のため、9 月にタイからの短期研修生 3 名、インドネシアから 3 名、3 月にタイ・ランシット大学より 15 名の短期研修生を受け入れた。

本学からは 3 月に学生 15 名、引率教員 2 名をタイ・ランシット大学へ派遣した。

本学では、本学の特徴である包装食品に関する専門知識修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるために社会人推薦入学・科目等履修制度を設けており、毎年社会人

を受け入れ、専門知識修得・資格取得のための支援を行っている。

また、履修証明プログラムに対応した「社会人育成講習会」に、平成 28 年度は 22 名の社会人が受講した。この社会人育成講習会では、最長 4 週間にわたり、包装食品に関する研修を行い、4 週間コース（包装食品工学総合コース）の修了者には、本学が商標登録している「包装食品技術管理者」の資格称号を付与するとともに、学校教育法第 105 条の規定に基づく履修証明書を交付している。

社会人学生の学修を支援する活動として、過去 5 ヶ年の社会人学生の受け入れ状況を表Ⅱ－4 に記載する。

表Ⅱ－4 多様な学生の受け入れ状況 単位(人)

種 別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
留学生	0	0	0	0	0	0
社会人	7	3	3	4	2	19
科目等履修生	0	1	5	0	0	6
帰国子女	0	0	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0	0	0
海外短期研修生	4	18	24	15	21	82
社会人育成講習会	15	12	39	33	22	120

なお、これらの対応により、就業しながら学業を志す社会人への対応は十分に満たされると考えており、長期履修生制度は採用していない。

車椅子等が必要な障害者に関する施設の支援体制として、アリーナ・図書館には、障害者用のトイレを設置している。建物周辺の通路はバリアフリー化も行っている。ただし、本館における障害者の支援体制は、校舎全体の大幅な改築・改造が必要となるため実施していない。南館の教員室やアリーナ 2 階のカフェテリアも未対応となっている。

食業人育成（「食業人TM」は本学の登録商標）を目指すカリキュラムには、実験・実習、機器を利用した演習などが多く組み込まれている。このため、学内施設における障害者の支援体制は、実験・実習・演習に使用する装置・機器類を含め検討することが必要となる。

学生による地域活動、地域貢献あるいはボランティア活動など社会的活動は、現状では評価の対象としていない。しかし、地域活動やボランティア活動を通して社会の一員であることを自覚し、社会や他者のためにする貢献が人間性や人格を磨き、包装食品製造に携わる人材としての資質を育てることにつながるものと考えられ、今後学生からの提案がある場合など、教職員も積極的に参画あるいはサポートする。

毎年、本学において日本赤十字社による献血活動が行われている。多くの学生が献血に協力し、地域住民等も参加している。

また、男子寮生は、十年以上前から、地元自治会に協力し、寮周辺の清掃活動を実施している。

(b) 課 題

障害者への支援体制に関して、中長期的な計画も含めた全体方針が定まっていない。

基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。**(a) 現 状**

本学に入学してくる学生は、以前は、農業・水産等専門高等学校出身の学生が大半を占めており、食品の加工・製造実習を既に体験していることから、この分野への意気込みが強かった。しかしながら、近年は普通高等学校出身の学生が増加しており、食品の加工・製造実習が未体験で、食品分野の知識が乏しい学生も多くなってきた。このため、学生支援委員会を中心に事務室の協力の下、入学時の学外研修オリエンテーションで学生の意識づけを行い、担任・副担任を中心とした1年次の就職支援講座、インターンシップ等で基礎的なことを学び・実践させている。また、就職支援講座の一環としてジョブカードを導入し、教授・准教授が指導する体制をとり、事務室と担任・副担任に加え、卒業研究指導教員による2年次における就職活動・進学等への進路支援体制につなげている。

学生は、1年次に準備段階として、夏季休講後から個人面談、就職ガイダンス、卒業生との座談会などにより就職活動意識を高め、2年次で本格的な就職活動を行っている。また、この他に社会人としての常識やマナーを教育する場として、就職支援講座の中にマナー講座を設けている。同講座は、1年次の夏季休講期間中に実施されるインターンシップ前に受講させることが望ましいが、講師の手当の関係で平成28年度は、1年次後期の開催となった。就職後のアンケート調査などより、企業からは、しっかりした職業観・社会人としての素養が問われており、今後も就職支援を年間計画に基づき実施していきたい。

学生の就職支援体制として、就職支援室は設けていないが、事務室が学生の就職支援活動を統括している。また、SPI試験など就職試験を受験する上で必要な知識を、必要に応じて担任・副担任が補講している。

就職のための資格取得支援として、免許、資格の取得状況（取得者数）を表Ⅱ－5に示す。

表Ⅱ－５ 免許、資格の取得状況（平成 29 年 3 月 31 日現在） 単位(人)

資 格	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格*				
・巻締主任技術者	26	22	18	15
・品質管理主任技術者	22	20	15	20
・殺菌管理主任技術者	18	23	19	21
食品衛生法と同施行令に基づく資格				
・食品衛生管理者 (食品衛生監視員)	33	28	37	33
食品科学教育協議会認定資格				
・フードサイエンティスト	34	28	37	33
学内認定資格				
・密封評価技術者(キャッピング)	6	9	11	7
・密封評価技術者(ヒートシー ル)	14	12	9	5

* 実務経験 3 年の後、申請により取得

本学では所定の成績を修めれば、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である巻締主任技術者（実務経験 3 年の後、申請により取得）、品質管理主任技術者一次試験免除、及び殺菌管理主任技術者一次試験免除の資格が取得できるようにカリキュラムを組んでいる。また、在学中に実施される品質管理主任技術者二次試験及び殺菌管理主任技術者二次試験に合格するための講義・補習も実施している。

平成 23 年度までは巻締主任技術者を取得できるのは、密封技術コースの学生のみとなっていたが、平成 24 年度からは在籍コースに関係なく巻締実習を履修でき、試験に合格すれば資格を取得できるように変更した。これにより、実質コース分けの意味が薄らいだため、コース制廃止をカリキュラム委員会にて検討し、平成 29 年度新入学生よりコース制を廃止することになっている。

食品工場の品質管理者、衛生管理者向きの資格としては、「食品科学教育協議会」認定のフードサイエンティストを導入しており、平成 28 年度は卒業生全員が取得している。品質管理Ⅰ及びⅡでは、「品質管理検定（QC 検定）」の内容を講義に採り入れ、資格取得の指導を行っている。この資格は一般財団法人日本品質管理学会が認定しており、知名度が高く、食品業界に限らず、多くの業界で通用する資格となっている。

缶詰巻締技術に関しては、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会が認定する資格として存在するが、その他の密封技術（ヒートシール技術、キャッピング技術）に関する資格はない。そこで、それらの技術に関して学内認定資格を設け、平成 28 年度の資格認定者はキャッピング 7 名、ヒートシール 5 名で、現在延べ 102 名を認定し

た。

学生の資格取得をサポートするため、平成 23 年度から資格取得に関わる受験費用等の補助を行うこととした。平成 24 年度には資格取得支援に関する規程を設け、本学の教育内容に関連するものとして指定する資格取得に掛かる費用については、全額、本学負担となっている。

卒業時の就職状況の分析として、個々の学生の就職活動の経過を事務室で逐次記録する体制をとっており、全学生の卒業時の就職状況を把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。これらの結果は翌年の就職支援活動に活用している。本学は、食品関連企業で中核として働ける有能な技術者を育成することを目的として設立した教育機関であり、伝統的に食品製造業にほとんどの学生が就職しており、他大学等への進学・留学を進路とする学生は、極まれである。このため、進学・留学に対する組織だった体制は構築せず、志望する学生が出た時点で個別に対応している。

(b) 課題

進路支援については、事務室、担任・副担任及び卒業研究指導教員により、的確に実施しているが、就職後の状況については就職企業からのアンケート調査や卒業生に対するアンケート調査等から知る以外に方法はない。しかしながら、平成 28 年度もアンケート回収率が低く、離職率などの統計的数字が導けていない。

基準Ⅱ－B－5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 現状

本学では、入学試験要項（学生募集要項）と大学案内を作成し、本学の教育方針や教育目標、資格取得、就職等の情報を受験生に提供し、入学者受け入れ方針を明確に示し、オープンキャンパス・高等学校での進路ガイダンス・高校訪問等で高等学校側や生徒に説明している。また、本学ウェブサイトでも、入学者受け入れ方針等の情報を開示している。

大学見学者や電話・メール等による受験の問い合わせ等については、事務室が対応する体制で、学生課を中心に学生募集全般に関して、各職員が正確な情報提供に努め、適切に説明している。

入試広報の体制については、広報委員会と事務室の連携の下、全学で取り組んでいる。入学試験要項、大学案内の内容の精査、本学ウェブサイトの充実、メディアを通しての広報活動、進路説明会への参加、高校訪問等を積極的に行い、近畿圏の高等学校はもとより、全国の高等学校に向け、積極的に本学の広報活動を展開している。

本学の入試選抜では、学力と資質を重視して選考しており、学校長が特に優れた学業を有する生徒を推薦する指定校推薦入学試験、学業・人物を重視した公募制推薦入学試験、学力を重視した一般入学試験、食品企業の社員を受け入れるための社会人推薦入学試験、外国人受け入れのための外国人留学生入学試験といった多様な入学者選抜制度を設け、「入学試験要項」「本学ウェブサイト」に各入試の日程・方法等を明記・

開示している。学内では、規程等により可否の判定基準を明確に定め、教授会で可否を判定する等、入学者選抜は公正かつ正確に実施している。

合格者に対しては、合格手続をする際に、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。更に、入学予定者に対しては、入学するまでの準備、入学前課題を課して提出することを義務づけ、入学後にしっかりした学力と心構えで臨めるように指導している。

入学者に対する指導については、入学式の当日に「学生便覧」を配付して、大学生生活全般についての説明と入学式以降のスケジュール等を周知している。また入学式の翌日には、卒業までの科目選択や資格取得についてのオリエンテーションも実施している。入学式後の週末には、1泊2日の学外研修オリエンテーションを行い、共同生活・グループ活動を通して、大学生活での目的・目標の明確化を促している。

(b) 課 題

平成 28 年度に改定した入学者受け入れの方針に基づいて平成 29 年度以降の入学者選抜を行うが、包装食品工学という特殊な分野を学修し、社会に貢献する学生には特殊な分野を学修することに関する高い「志」が求められる。「志」を見極めるべく、入学者選抜方法を改善してきたが、入学後の学生の行動を通して、選抜方法が適正であったか、継続的な検討が必要である。

テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の改善計画

アクティブ・ラーニングの一環として、市販のラーニング・マネジメント・システム Glexa の試供版を平成 29 年度に導入し、本学教育との適合性を判断する。

図書館に設置した電子黒板の有効な利用法について、学修支援の観点から引き続き検討を行う。

就職後の学生の離職率を把握する方策を検討する。

学内における障害者への支援体制について、他の小規模大学の例を調査し、大学運営会議で継続的な検討を実施するとともに、本学としての障害者支援の方針を模索する。

基礎学力が不足している学生に対する支援として、平成 29 年度よりオリエンテーション期間中に、躓いた箇所を把握するプレイスメントテストを実施し、数学、化学、日本語文章作成に関するリメディアル教育を外部機関の協力を得て実施する。

新規に立ち上げた学修支援委員会について、委員会活動の効果を検証し、学修支援委員会のあるべき姿に向けた改善を進める。

入学者選抜方法と入学後の成績を継続的に分析し、入学者選抜方法の点検・見直しを行う。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

平成 28 年度に三つのポリシーを改定し、学修成果も、新たな卒業認定・学位授与の方針に対応する形とすることに決定した。平成 29 年 7 月を目標に新たな卒業認定・学

位授与の方針に対応する学修成果の具体的な内容を確定し、公開する。また、三つのポリシーについても大学運営会議で定期的に点検・見直しを継続する。

ステージゲートや学修支援体制も含めて平成 29 年度 1 年次生から適用するカリキュラムについては、学修支援委員会でその教育効果に関する継続的な点検・評価作業を実施する。

入学試験制度の整合性を確認するため、アドミッションセンターにおいて、入学試験結果と入学後の成績について試験の種類ごとに相関を確認し、入学者選抜方法の更なる改善に繋げる。また、本学の学修内容に適した生徒を選抜するため、平成 30 年度の入学試験では公募推薦時のエントリーシートに志望動機に関する詳細な記載を課す。

平成 28 年度は未実施であった卒業生アンケートを、平成 29 年度分と併せて平成 29 年度前期中に実施する。その結果を参考にして、更なる回収率の向上策を検討する。

平成 29 年度に実施するラーニング・マネジメント・システム Glexa の評価を行い、本学の規模や学修内容に適したアクティブ・ラーニングのシステム導入検討を継続して進める。また、図書館に設置した電子黒板の有効活用方法を学修支援の観点から引き続き検討する。

ハード面における障害者への支援対策は、本館校舎及び教員室やカフェテリアのエレベーター設置など大幅な改築・改造が必要であるため、今のところ実施予定はないが、ソフト面の支援体制に関しては、本学と教育環境や規模に近い他大学の状況を参考にしつつ、継続検討する。

基礎学力を補うため、平成 29 年度前期に、数学・化学・日本語文章作成を対象にリメディアル教育を実施する。

学修面における学生支援の母体となる学修支援委員会の活動内容及び計画の有効性と問題点を、同委員会活動の中で継続的に論議し、学修支援の更なる改善を図る。

入学者選抜方法の妥当性に関して、入試成績と学修成果の獲得状況等との相関を分析し、選抜方法の改善に役立てる。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

学生支援を更に強化するには、教職員の意識改革も同時に進める必要がある。

様式8－基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の講義科目は、教育課程編成・実施の方針に基づいて設定している。専任教員の構成と職位は、短期大学設置基準を充足している。

事務組織の職務と責任体制は明確である。事務の各部署には専任職員を配置し、情報機器等、組織の運営に必要な環境も整備されている。教職員は日頃より各部門間の連携強化を図っている。

人事管理は、法令等に則って定めた規定に基づいて運用及び管理を行っている。規則・規程類は、本学の専任教職員であればいつでも閲覧できる環境にある。日常の就業管理は、磁気カード方式による就業管理システムを導入している。なお、今後は、食品業界をはじめ、関連する産業界から積極的に実務家教員を招聘するとともに、招聘に備え、人事体系及び給与体系の検証・見直しを適宜進める。

事務関係諸規定は、現状に合わせて制定改廃を行っている。

専任教員は研究を実施し、成果を外部に発表している。研究情報は本学ウェブサイトや紀要の中で公開されている。

専任教員が研究を行う研究室等、及び研究・研修等を行う時間は、おおむね確保されている。しかしながら、本学主催の研修会や依頼業務により実習を担当する一部教員の負担が大きくなる傾向がある。社会的貢献、地域貢献等、本学の存在意義と関わりの深い業務を除いて、業務の見直しを行う。また、包装食品工学の教育・研究には特殊な技能も必要であり、専任教員の確保が難しい面もあるため、産業界等の外部招聘に力を入れるとともに、採用した教員を更に学内で育成する取り組みも継続して推進する。

平成28年度は、民間企業との共同研究（2件）により外部資金200万円、受託研究（3件）により351万円を獲得した。科学研究費助成事業については申請していないが、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金 若手研究奨励金を1件獲得している。

F D活動は、F D委員会規程に基づいて設置したF D委員会が中心となって活動を行っている。

職員は一定レベルの能力を有しているが、大学運営における職員の役割は年々重要性を増していることから、平成26年度にS D活動実施規程を制定し、職員のさらなる知識及び技能向上に資するS D活動を推進している。

校地・校舎は、短期大学設置基準を満たしており、長期的な計画のもと、順次、増改築や改修を進め、良好な状態である。

バリアフリー化など、車椅子を必要とする障害者への配慮については、順次進めているものの、まだ一部で対応できておらず、将来的な課題として今後の計画に織り込んでいく予定である。

耐震対策、防災対策、防犯対策、コンピュータセキュリティ対策等は万全の対応をとっている。

施設・設備・教育機器等の物的資源については、中期経営計画等の事業計画に基づき、毎年予算を組み、計画的に導入・更新を図っている。平成 28 年度からは、学修支援の一環として、学内 LAN をはじめとする ICT 環境の整備について検討を進めている。本学のように小規模な単科短期大学に好適なインフラ及びシステムを構築するべく、更に継続して検討・議論を進め、早期に整備する予定である。

施設設備の維持管理について、機器装置類に関しては、棚卸しを実施し、資産価値を確認している。固定資産図書についても棚卸しを実施する体制がとられている。財的資源については、適切に管理している。本学は、開学以来支援を受けている企業グループから、深い理解と協力のもと、継続的かつ安定的な資金援助を受けており、学納金に頼らない運営を継続している。資金収支、事業活動収支ともに過去 5 年以上にわたり健全な財務状態を継続しており、借入金も一切ない。また、将来構想の第 2 号基本金積立金、退職給与引当等も計画どおり順調に積み立てができています。

[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]

基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現 状

本学は 1 学年の定員が 35 名で、包装食品工学科からなる単科短期大学である。専攻課程は設置していない。

専任教員の構成は、平成 28 年 5 月 1 日現在で、教授 7 名（学長を含む）、准教授 2 名、講師 5 名、助教 4 名の 18 名であり、短期大学設置基準に定める教員数 7 名を充足している。このほかに、非常勤講師が 12 名在籍する。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、製作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

教授	7 名（博士号 5 学士号 2）
准教授	2 名（博士号 1 学士号 1）
講師	5 名（博士号 2 学士号 1 短期大学士 1 その他 1）
助教	4 名（修士号 3 学士号 1）

博士号を取得していない教員についても、特定の分野において、特に優れた知識及び経験を有すると認められ、短期大学設置基準の規定を充足している。

なお、本学では、実習を多く採り入れたカリキュラム編成を取っていることから、当該分野で少なくとも 5 年以上の実務経験を有する教員の確保が望ましい。この観点から候補者を選抜し、平成 29 年 4 月に、産業界から 3 名採用予定である。

包装食品工学科は、1 年次においては共通の一般教育及び専門教育を行い、2 年次になると密封技術コース、食品製造技術コースに分かれて、講義・実習を実施する体制にある（平成 29 年度入学生からはコース制は廃止される）。各科目は教育課程編成・実施の方針及び学修成果に基づいて設定され、これらを担当する教員を配置している。

専任教員は、主に専門教育科目と実習とを教えるために配置しており、一方、特に専門性の高い科目、及び基礎教養科目の一部については、非常勤教員を配置している。補助教員は配置していない。

本学では、教職員就業規則・準教職員就業規則・短期雇用教職員就業規則・外国人講師就業規則・教員選考規程・教員任命規定により教員の採用・任免を行い、教職員自己評価制度に基づく面談を通じて、公正で透明性のある評価・昇任を行っている。

(b) 課 題

包装食品工学科の実習科目の中で、密封技術関係科目を担当する教員には、豊富な実務経験が求められている。密封技術の中でも金属缶の二重巻締担当教員に関しては、産業界での該当者も少なくなり、継続的な教員確保の仕組み構築が必要である。

基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 現 状

本学は、日本で唯一の包装食品工学科からなる単科短期大学であり、教育研究上の目的に「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」とあるように、包装食品に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが求められている。この分野は産業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、東洋罐詰専修学校創設当初より、企業からの技術相談や技術者教育の養成に応じてきている。

従来は、包装食品技術の開発は各企業で行われ、技術蓄積が図られてきた。しかし今日、少子高齢化に伴い各企業における技術伝承が困難な状況に陥っており、技術消失が懸念される。このような状況に鑑み、本学では、包装食品技術の維持・発展を支える基盤研究を重視する方針を打ち出し、毎年の事業計画において表明している。しかしながら、これらの研究活動は必ずしも学術的に高い評価を得られないものを含んでおり、一般的な研究成果として認知されるものは少ない状況となっている。

平成28年度は、教員研究として17テーマを実施した。成果として、報文3報（共著）、学会発表8件（ポスター発表を含む）等が挙げられる。17テーマの中で完了1件、継続10件、中止・中断6件であり、研究計画の策定・進捗管理を見直す必要がある。専任教員の研究活動実績は、本学ウェブサイトの中で公開されている。

上記17テーマのうち、民間企業との共同研究2件、民間企業からの受託研究3件を行い、外部資金を獲得した。また、他大学との共同研究1件を行った。日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金 若手研究奨励金を1件獲得した。科学研究費助成事業に対しては、平成28年度は申請していない。

専任教員の研究活動に関する規程は、受託研究・共同研究事務取扱規程、研究活動上の不正防止に関する規程、知的財産に関する規程、病原体等取扱い安全管理規程、組換えDNA実験安全管理規程等を整備している。

専任教員の研究活動を発表する場として、従来は公益財団法人東洋食品研究所と合

同で研究報告書を隔年発行していたが、平成 23 年度からは本学単独の研究紀要を隔年発行している。平成 27 年度に第 3 号の紀要を発行した。

専任教員が研究を行う教員室、研究室等に関しては、南館 2 階に教員室を配置し、1 人当たり 4.8 m²を確保した。共通研究室として 11 室を整備している。また、実習設備を研究設備としても活用している。

専任教員が研究を行う研究室等、及び研究、研修等を行う時間は、おおむね確保されている。しかしながら、本学主催の研修会や依頼業務により実習を担当する一部の教員の負担が大きくなる傾向がある。社会的貢献、地域貢献等、本学の存在意義と関わりの深い業務を除いて、業務の見直しを行う。カリキュラム上、専任教員が講義・実習等を担当する時間は、全講義時間に対して平均 83%であった。一部の実習担当教員は担当時間が多い傾向にあるが、平成 28 年度は最高で 32%であった。また、休業期間中に実施する社会人向け講習や外国人向け短期研修に関する負担、地域連携や寄付者向け贈答品作成等の各種行事・作業等に関する負担など等もあるため、教員ごとに研究に費やす時間の確保に努めている。研究を効率的に進める手段として、2 年次生の卒業研究を通じて、教員研究の一部を進めることも多い。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定については、海外出張旅費規定を整備している。

F D 活動は、F D 委員会規程に基づいて行っている。

F D 活動として、外部の研修会への参加の他に、教員相互の授業参観の実施や授業評価アンケートの実施を行った。授業評価アンケートに関しては全員が対応した。また、12 月の教職員連絡会において、F D 委員会より、シラバス作成ガイドの説明やラーニング・マネジメント・システム Glexa の試供版を用いたアクティブ・ラーニングの提案を行っている。

本学は学修成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて関係部門との連携強化を図っており、少人数体制を生かした F D 活動を行っている。

(b) 課 題

平成 28 年度は、科学研究費助成事業による補助金を申請できる研究テーマがなかった。

基準Ⅲ－A－3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 現 状

本学の事務組織は、学校法人東洋食品工業短期大学 事務組織規程 第 4 条に、事務室と総務部を設置することを定め、事務に係る業務を執行している。事務室は、学生課と教務課の 2 課体制で組織し、学生の履修指導や個別相談等を通じて、就職指導及び学生指導を行っている。総務部は法人総務を含み、総務課と経理課の 2 課体制で組織し、教育環境の整備、予算の管理、日常の営繕、保安全管理を行っている。事務の各部署には、本学の運営及び学生の支援等の業務を円滑に運営するために専任職員を配置し、組織の運営に必要な環境も整備されている。

本学の事務体制は、事務室長と総務部長がそれぞれの事務組織を統括するが、本学組織の責任は学長にあり、一部の決裁事項を除いては、学長の決裁となる。人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、本学の事務分掌は、職務分掌規程及び職務権限規程に定められており、その責任体制は明確である。

障害学生支援相談については、障害者差別解消法のスタートを踏まえ、就学の機会均等確保の観点から、平成 27 年度に職務分掌規程において学生課が担当することを規定した。

事務組織については、年度初めの評議員会・理事会において、事務組織の業務内容、管理職の氏名を示し、事務分掌を周知している。

事務室については、少人数であることから必然的に職員の多能工化は進んでおり、一定レベルの能力は各職員とも有しているが、大学事務の多様化に対応する幅広い専門知識の習得に向け、職務目標管理シートと S D 実施方針・計画に基づき、能力及び資質向上の取り組みを行っている。

また、本学では、教育活動や入学試験、募集活動、学生支援等に関するセンター・委員会を設置しているが、事務職員はほとんどのセンター・委員会のメンバーに所属し、教員と協力しながら有機的な組織運営を行っている。

事務関係諸規則については、学校法人関係諸規則（管理・人事）を総務部が、大学関係諸規則（組織・運営）を事務室が管理している。規則等については、事務部門及び関係部門が随時見直しを行い、実情に合わせて追加・修正を行っている。なお、平成 26 年度は、ガバナンス改革の一環として、改正学校教育法及び省令を踏まえた内部規則等の総点検・見直しに取り組み、改正法及び文部科学省の指導に沿った内容で学内規則の整備を実施し、平成 27 年度は、研究活動等不正防止の基本方針、研究活動における行動規範、研究活動上の不正防止に関する規程及び研究活動の不正防止計画等、研究活動上の不正防止体制の構築を図った。また、教職員に対して研究活動上の不正防止に関する教育も実施した。平成 28 年度においては、前年に続き、「研究活動上の不正防止計画」及び「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、教職員連絡会でコンプライアンス教育を実施するとともに、研究倫理教育の更なる強化を目的として、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを全員が受講した。対象者全員から、コンプライアンス教育受講確認書と e ラーニングコース修了証書が提出された。また、平成 28 年度には、内部監査委員会が、公的研究費等内部監査規程及び内部監査手順に則り、監査計画を立案し、平成 27 年度受託研究と共同研究を対象に内部監査を実施し、最高責任者である学長に監査結果を報告した。これに基づき、学長から対象部門長に対して改善指示が出され、是正事項の措置も完了したため、監事にもこの旨を報告した。

事務室は、本館 1 階に設置されていて、学生もサービスが受け易い環境であることに加え、学生への利便性を高めるため、その場でできる仕事は即処理することをモットーにして、事務室の窓口業務について、「平日は 8 時 30 分から 17 時 30 分まで」と、昼休み時間だけでなく定時後も 30 分延長して学生に対応している。また、事務室職員には専用パソコンを供与し、総務部・教学部門と共有のネットワークに接続するとともに、事務室内にも事務処理に必要な独自にネットワークを構築し、事務室内での情

報の共有化を図っている。この他に、複合機、大判印刷機、書庫や金庫、事務処理に必要な機器や備品も整備されている。

防災対策については、教員と事務職員で安全衛生委員会を設置し、学生寮も含め、年 2 回の消防法に定められた設備の点検・整備や、川西市消防本部の協力を得て年 1 回の防災避難訓練を実施している。

S D 活動に関する規程は、平成25年度自己点検・評価報告書の行動計画を踏まえて平成26年11月に制定した。本規程は、組織的な取り組みとして、本学事務職員に業務の遂行に必要な知識や技能等を習得させ、能力及び資質等の向上を図ることを目的としている。平成27年度には、事務室と総務部の職員を対象として、本学で企画した「大学教育の質的転換に関するS D 研修会」を実施した。平成28年度のS D 活動については、「平成28年度S D 実施方針・計画」に基づいて実施した。

平成28年度のS D 実施方針は、次の通りである。

イ) 本学S D 活動実施規程及び平成 29 年 4 月 1 日施行の改正短期大学設置基準において新設の「研修の機会等」に関する条文を踏まえ、本学の職員が大学の運営等に必要な知識・技能を習得し、その能力・資質を向上させるための研修（S D）の機会を設けることその他必要な取り組みを行うものとする。

ロ) 対象職員は、事務職員のほか、学長等執行部や教員を含む全教職員とする。

ハ) S D の機会（場）については、効果的・効率的に実施する観点から研修を中心にして、本学が自ら企画した研修会実施（主催・共催）と関連団体等が開催する研修に参加する。なお、学外研修会に参加した場合は、報告書の作成を通じて学内で情報共有化を図るとともに、必要に応じて課題を含めた報告形式の研修会の実施を企画する。

上記の実施方針及び実施計画に基づいて実施した平成28年度S D 活動の状況は、以下の通りである。

開催日	区分	主催	テーマ
平成 28 年 4 月 13 日	学外	文部科学省	平成 28 年度学校基本調査説明会
6 月 10 日	共催	産業技術短期大学、 東洋食品工業短期 大学	情報セキュリティーにまつわる法的諸問題
6 月 11 日	学外	神戸常盤大学	高大接続改革特別講演会
6 月 15 日	学外	日本私立学校振 興・共済事業団	平成 28 年度私立大学経常費補助金説明会
6 月 21 日	学外	文部科学省	平成 28 年度大学入学者選抜・教務関係事項 連絡協議会
6 月 23 日	学外	私学経営研究会	特色ある私学経営につき現地見学会（帝塚 山大学）
7 月 6 日	学外	日本学術振興会	平成 28 年度科学研究費助成事業実務担当者 向け説明会

7月22日	学内	東洋食品工業短期大学	教務担当者研修会報告、大学諸規程の作成・再検討セミナーの報告
8月20日	学外	厚生労働省	キャリア教育実践講習
8月22日	学内	東洋食品工業短期大学	大学改革及び三つのポリシーに基づく自己点検・評価と内部質保証
9月7日	学外	文部科学省、日本学術振興会	平成29年度科学研究費助成事業公募要領等説明会
10月17日	学外	私学経営研究会	文教行政の動向と課題
10月21日	学外	日本学生支援機構	平成28年度日本学生支援機構奨学生適格認定・返還指導等研修会
10月23日	学外	大学コンソーシアム京都	第14回SDフォーラム「大学職員の『専門性』を考える」
10月25～27日	学外	日本私立短期大学協会	平成28年度私立短大教務担当者研修会
11月8日	学外	大学改革推進フォーラム	高大接続システム改革と高等教育の将来像
11月30～12月2日	学外	日本私立短期大学協会	平成28年度私立短大学生生活指導担当者研修会
12月16日	学外	日本学生支援機構	平成28年度全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー6」
12月22日	学内	東洋食品工業短期大学	「建学の精神・教育目的・教育目標」及び「三つのポリシー」の改定について
平成29年1月27日	学外	私学経営研究会	キャンパス・ハラスメントをめぐる学園の法的責務と対応策
2月9日	学外	日本学生支援機構	奨学業務連絡協議会
2月28日	学内	東洋食品工業短期大学	2017年度各部門活動方針の報告
3月17日	学外	私学経営研究会	事務機構改革－改善事例と留意点
3月21日	学外	日本学生支援機構	平成28年度日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会

更に、今、求められているのは、教育研究そのものの質向上や高度化支援、教育・学生支援力の育成である。学生募集・入試から、教育・学修支援、学生生活の充実、そして資格取得やキャリア形成支援に至る学生育成への職員の関与を深め、また教員と協働して教育の質向上を作り出す職員力、教学マネジメント力が必要とされている。しかし、学修成果の向上につながるような情報・分析の提供が十分に行えているとは言えない。

(b) 課 題

今後も継続して事務改善を進めるためには、事務職員の多様な資質向上が不可欠であり、その達成に向けた計画的な育成目標設定と教育が必要となる。学修成果の向上につながるような情報・分析等のタイムリーな提供を行える専門の体制の構築が必要である。

基準Ⅲ－A－4 人事管理が適切に行われている。**(a) 現 状**

学内の人事管理は総務部が分掌している。労働基準法第 89 条の定めにより「教職員就業規則」を制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等適宜見直しを行い、理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。

教職員の採用、退職、諸手当は「教職員就業規則」等に明文化し、労務関係の諸規則は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、いつでも閲覧できる環境にある。

本学では就業規則のほか、就業上必要と思われるものは諸規則に定めている。また、人事考課の基本は、学長の方針に沿った個人目標の自己評価に基づき、考課者と被考課者が行う年 2 回の面談を軸とすることで、全教職員は組織の目的・目標を認識し、職務に従事している。

日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入し、全教職員（専任）の出退勤・時間外・出張外出、休暇等の管理をしている。特に、休暇・出張・外出等の不在用件は所属長の事前承認制を原則とし、防災時の危機管理情報の一つとしても利用できるように努めている。

人事管理は法令等に則った諸規則に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行っていると考えている。

(b) 課 題

文部科学省の方針に従い、関係する産業界等から広く実務家教員を招聘した場合、出向元である企業の職位、給与等の待遇面を配慮する必要がある。この問題に対して、どのように対処すべきかシミュレーションができていない。また、出向元の職位が同じでも、教員の場合は教育や研究の力量に応じて学内の職位を与えているが、受け入れのルールが明文化されていない。

人事考課の基本となる教員向け目標管理シートの内容が、教授、准教授、講師、助教等の職位に応じた形態になっておらず、到達目標が分かり難い。

テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の改善計画

二重卷締担当教員の確保について、関連する企業と継続的な教員受け入れに向けた仕組みを検討する。

実務家教員の受け入れと学内での職位の委嘱に関してルールを明文化する。

教員向け目標管理シートの内容を、学内での職位と到達目標の関係が分かりやすい

形に変更すべく、見直し、改定作業を進める。

教育の質向上に向けたSD活動の活性化を図る。また、パソコンのソフト運用スキル向上に向けた通信教育受講等を奨励する。

平成29年度より研究計画書の提出を義務づけ、進捗管理を行うことにより研究の質向上を図る。

事務職員の多様な資質向上のため、多能工化に向けた取り組みを進める。

学修成果の向上につながるような情報・分析等のタイムリーな提供を行える体制の構築については、平成29年度より「IR・評価センター」が発足し、当該業務を担当する。

本学のような実践的職業教育に直結する短期大学においては、文部科学省の方針により、今後、企業等に在籍する実務家教員を幅広く関係する産業界等から招聘することが求められる。この場合、給与体系や勤務体系にその経歴や企業内での職位を配慮した施策が必要であり、将来を見据え、上記の事態が発生しても混乱を招かないように、勤務体系、給与体系については、想定範囲を拡げてシミュレーションを行い、検証する。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 現 状

本学の学生定員は70名、校地面積14,694㎡であることから、短期大学設置基準第30条で定められた学生1人あたり10㎡として算定した面積は700㎡となり、この規定を充たしている。また、本学の校舎面積は3,856㎡である。短期大学設置基準第31条に基づくと、本学に必要な基準校舎面積は2,000㎡であることから、この規定を充たしている。

体育施設については、大学構内にトレーニングルームを併設した体育館(1,149㎡)及び5,100㎡のグラウンドとテニスコートを有しており、短期大学設置基準第27条の二の規定も充たしている。これらの体育施設は、体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に利用している。なお、平成27年度から28年度にかけてグラウンドに天然芝を張り、体育実技の授業環境改善を図った。

本学では、本館、図書館、アリーナの玄関口にスロープを整備し、車椅子トイレをアリーナ、図書館の2カ所に設置している。平成27年度には、緊急時対応のため、車椅子2台を事務室前に常備した。

本学は、短期大学設置基準第28条に基づき、講義室2室、演習室1室、実験実習室15室、ITルーム1室を有しており、教育目的に沿って活用され、「教育課程編成と実施の方針」に基づいて授業を行っている。本学で取得できる資格で、適用しなければならない法令や資格認定団体の規則に基づく機器備品を保有・整備しているが、経年劣化している機器類も多い。固定資産機器の台帳を整備し、計画的に設備更新を図る体制を整備している。

図書館の面積は 531 m²である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行えるよう配置に配慮している。

購入図書は、図書委員会が図書館規程と図書館資料管理規程に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書委員会の決定に基づいて適宜その充実を図っている。参考図書は、全体の図書数の 38%となる 17,581 冊を所有し、一箇所に参考図書として集中配架している。また、資料の増加と書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄も、図書館資料管理規程に基づき図書委員会の審議を経て随時行っている。

平成 28 年度の蔵書数は表Ⅲ－１のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、A V 資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ－１ 蔵書等の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

種 類		冊 数 等
蔵 書 数	図 書	29,166 冊
	専門誌等（製本）	17,399 冊
年間受入数	図 書	263 冊
	学術雑誌種類数	77 種
A V 資料数	ビデオ・D V D	244 種
A V 設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・D V D プレーヤー	1 台
	電子黒板	3 台
	電子黒板用 ブルーレイプレーヤー	3 台
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	6 台
	電子黒板用パソコン	3 台
座 席		30 席

(b) 課 題

校舎の一部は構造的・スペース的制約が大きく、車椅子等を使用する障害者に対応していない。

基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている

(a) 現 状

建物は、消防法対応、アスベスト対策は完了している。また、平成 25 年 10 月に飲料用無菌充填実習棟（南館）を竣工したことで、中期計画としての増改築工事は終了している。

平成 27 年度から本館教室の非構造材の耐震化工事に取り組み、講堂天井部の耐震化

工事を完了し、平成 28 年度は微生物室天井部の耐震化工事を完了したことにより、地震対策は万全である。

建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画による躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引当て進めている。

全ての固定資産及び消耗品は、経理規程、固定資産管理規定、消耗品管理規定に基づき竣工から除却までの管理を行っており、資産台帳は総務部が管理している。消耗品については、単価 3 万円以上の汎用物品等は、各部門長が管理しているほか、当期に費用化した消耗品で、期末日時点で未使用である消耗品は、数量に単価（時価）を合わせ貯蔵品として評価している。

実験実習機器装置類の管理は、日常の管理者を機器毎に定め教員が行っている。その他、総務部と教職員が共同で毎年 9 月に全固定資産の棚卸を実施し、設備の状態を含め資産確認を行い、更新計画等に反映させている。

学内の防犯については、役員、教職員、学生を除く全ての来校者は総務部で入構受付と退場チェックを義務付けて管理している。

警備は学校のカレンダーに基づき、朝 6 時 30 分から 8 時までと、18 時から最終退場者までは有人警備を実施し、休日、夜間は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

学内のネットワークに接続しているパソコンには、ウィルス対策ソフトを配布するほか、専用サーバーに侵入防止対策を施している。

地震、火災等防災の取り組みでは、防火防災規定を定め、川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練、消火器取扱訓練を全学と男子寮でそれぞれ実施しているほか、警備会社が運営する災害等の安否確認ツールを用いた操作訓練も毎年実施している。

環境対策に対する取り組みは、官公庁の指針に沿った対応に務めている。本学が取り組む環境対策には、電力使用はデマンド管理を実施しているほか、平成 25 年度から本館の照明を LED に順次交換を実施し、今年度で主要箇所の交換を達成した。また、毎月の水道光熱使用量をグラフ化し、学内ネットワーク上に公開している。その他、5 月中旬から 10 月末までをクールビズ期間と定め、全学的に夏期及び冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導を行っている。

本学の体育館は川西市の災害時一次避難場所（水害を除く）の指定を受けており、市の防災用品の一部を保管するとともに、本学の「防火防災規定」に基づき、独自に保存食料、発電機、簡易トイレ等を備蓄し、管理している。

（b） 課 題

2 号基本金に継続的な引当を行っているが、対象とする建物を除いてその他の建物、建物付帯設備、構築物に関する全体的な保守計画と長期修繕計画のための引当金がまだ不十分である。

テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の改善計画

建物付帯設備、装置機器類等で、耐用年数を超過して使用しているものについては、稼働状況を順次把握し、専門家の意見を聴きながら予防保全のため設備更新計画を立案し、計画的に取り組んでいく。

また、定期点検及び保守並びに更新が必要な設備や装置機器類は、5ヶ年設備投資計画に盛り込んで計画的に取り組む。なお、5ヶ年設備投資計画における資金計画並びに運用管理については、実状に即した計画となるよう、毎年見直しを図る。

構造上の制約やスペース上の制約があって一部整備できていない建物のバリアフリー化等については、専門家の意見を聴きながら、実現可能な方法について検討していく。

[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 現 状

本学は、技術サービス、専門的な支援、施設の向上・充実を図るため、技術的資源を計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。授業運営に必要な機器備品も計画的に更新し、整備を図ってきた。学生用として、教育・研究に資する情報機器を設置したITルームがあり、ITルーム内のパソコンについては、ネットワーク接続型ハードディスク(NAS)で情報の共有化が可能となっている。

学生には、一般教育科目の「情報処理演習」において情報処理技術を向上させている。また、ITルームは、授業時間以外は原則開放しており、学生に対して情報処理技術向上の機会を与えている。ITルーム・学生談話室で学生が授業時以外にも利用可能なパソコン45台を学生の学修支援に供しており、1学年/学生一人1台体制となっている。

また、講義室・ITルームなどには、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン・プロジェクター・スクリーン・ビデオ・DVD等の機器を備え付けており、技術的資源の整備を図っている。

教職員には1台以上のパソコンが供されており、授業や大学運営業務に活用されている。運営(保守・メンテナンス)は、総務部と事務室が連携して行っている。大多数の教職員は業務に必要なPC利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

事務室のパソコンには、各種学生情報が登録されているが、現状、エクセル等で情報を管理し、各種資料を作成しており、各種情報開示については、人間系で行っているのが実情である。

図書館のIT環境については、授業や授業以外の学修支援のため、利用者が書庫内の検索用端末で書籍を確認しながら検索作業ができ、図書の貸出・返却も利用者自身の手続きで可能となっている。図書館管理業務サーバーとユーザー向けクライアント2台を設け、オンライン目録情報を提供している。また、平成27年度には、アクティブ・

ラーニング対応として、私立大学等改革総合支援事業の補助金を得て、電子黒板を 3 セット、パソコン 6 台、グループミーティング用チェア等を新規導入し、学生に新しい学修環境を提供した。平成 28 年度に能動的学修推進委員会において、電子黒板等の設備の能動型学修への積極的活用について検討した。

今後、洋雑誌の電子ジャーナル化が進む情勢であり、これへの対応について、情報を集めながら検討を進めている。

情報技術の一層の活用のためには、大学として視聴覚機材を用いた授業展開が必須となっている。そのためには機器・設備の充実が欠かせない要件である。現状、I T ルームに設置されているパソコンは、平成 26 年度に最新の O S（ウィンドウズ 8.1）を搭載したノートパソコンに更新した。平成 28 年度は、I T ルームに設置されている全パソコンの O S をウィンドウズ 10 にアップグレードするとともに、入学者数に対応した台数を追加し、学修環境の整備に努めた。

（b） 課 題

平成 27 年度末に、I C T 教育関連の設備・システム導入検討のプロジェクトチームとして I C T 整備ユニットを発足し、キャンパスネットワークの研究、他大学の事例調査、セグメント分け及び学内 L A N 敷設の検討を行った。しかしながら、本学に適した学内 L A N についてまだ整備が完了していない。また、図書館に導入しているアクティブ・ラーニング関連設備の活用については、図書館のラーニング・コモンズ化も含めて検討する必要がある。

テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学内 L A N 構築をはじめとする I C T 環境の整備については、プロジェクトチーム（I C T 整備ユニット）がこれまで検討してきた具体案を踏まえ、平成 29 年度から段階的に実行していく予定である。なお、運用管理体制や最終的な将来像など、まだ議論の余地がある問題も残っているため、これらについては平成 29 年度以降も引き続き、I C T 整備ユニットが主体となって検討を進める。

アクティブ・ラーニング関連設備の活用方法については、まず、活用できる環境の確保（図書館のラーニング・コモンズ化など）について具体的に検討を進める。

〔テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源〕

基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。

（a） 現 状

本学は東洋罐詰専修学校創設以来、創設者の遺志に基づき、低廉な学費と堅実な学校運営を持続している。その間、優秀な人材を食品加工、容器・包装に関連する業界に輩出し、広く社会に貢献してきた。

開学以来支援をいただいている企業グループには、深い理解と協力の下、安定的かつ継続的な支援を受けていることもあり、資金収支は過去 5 年以上安定的な財務状態を継続しており、自己資金調達比率は 98%である。また、第 2 号基本金積立金、退職給

与引当等含む特定資産も計画通り順調に引き当てができており、負債は、学債、長期、短期を含め一切無い。

現預金管理は、「経理規程」「経理規程施行細則」に基づき総務部が一元的に管理しており、課題であったキャッシュレス化を平成 28 年 10 月に導入し、教職員が行う経費精算は全て銀行振込に変更した。これにより、学内での現金の取り扱いは、コピー機の使用料金と学生の各種証明書等の発行手数料に限定することができた。

引き続き購買活動における日常的な取引について、業者、見積価格、数量等の適正を確認し、更なる不正防止と物品管理、経理業務全般の質的向上を図る。

また、内部監査、監事監査及び、監査法人による期中 2 回、期末 1 回の監査を実施し、それぞれの監査を有機的に連携し、業務、会計取引記録、資産のチェックなどを行い、レベル向上に努めている。

本学の資産運用は、保有する株式有価証券の配当金のみである。

(b) 課 題

高等教育機関の不正事例が頻発する中で、不正防止策については万全を期すことが必要である。

業務の効率化を進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。

基準Ⅲ－D－2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現 状

量的な経営判断指標は、決算データに基づき総務部が作成し、理事長、常務理事、理事、監事等に適宜報告を行っている。

教育環境設備投資に関しては、中期計画を策定し、教育研究機器などの計画的導入と更新を財務面からも検討の上、計画的に行っている。

また、年次の事業計画案策定は予算案編成と並行して進め、編成開始時に学長から編成方針と目標値等を全教職員に周知の上、編成している。

各部門の事業計画案、予算案は、包装食品工学科、事務室、総務部で検討を経て集計作業を行い、学内検討会を経た案を評議員会諮問、理事会で決定している。

決定した事業計画と予算、決算（月次進捗・期末総括）は、教職員連絡会などを通じ教職員に周知している。

(b) 課 題

現在、経営は安定している状態が継続しているが、大幅な収入減少が起こった場合の起こりうるリスクや、取り得る対応策、防衛策を検討したことがない。

年度末に決算情報をまとめることが慣習化し、教職員に月次決算を開示していない。

また、上記とも関係するが、原価意識、予算管理意識が不十分な教職員も多い。

テーマ III-D 財的資源の改善計画

更なる不正防止対策として、平成 29 年度から発注・検収業務の分離について検討する。

業務の効率化を推進し、平成 29 年 6 月までに、月末の教職員連絡会において前月の予算・決算報告を実施するべく準備を進める。原価意識、予算管理意識が低い教職員に対しては、学長、学科長、事務室長及び総務部長が月次決算報告に関連して教職員連絡会での質疑応答を活発化させ、予算管理の意識を高める。

職員の多能工化を図る。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教員については、幅広い分野から人材を確保できるよう、産業界との連携を更に強化し、計画的に実務家教員の招聘を継続していく。また、実務家教員の給与体系や勤務体系については配慮が必要となることが想定されるため、他大学の事例や企業間の出向の事例などを調査し、柔軟かつ適切に対応できるような仕組みづくりを検討する。

実務家教員の受け入れと学内での職位の委嘱に関してルールを明文化する。

二重卷締関連の教員について、関連企業と継続的な教員受け入れに向けた仕組みを検討する。

教員向け目標管理シートの内容を、学内での職位と到達目標の関係が分かりやすい形に変更すべく見直し、改定作業を進める。

研究計画書の作成を義務づけ、進捗管理を行うことで研究の質向上を図る。

施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を 5 ヶ年計画に盛り込むとともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実状に即した計画となるよう努める。

学内 LAN 構築及び学事システム導入などの ICT 環境整備については、プロジェクトチーム（ICT 整備ユニット）にて、必要性並びにメリット、デメリットを十分議論し、本学に最適なシステムについて検討を進める。

業務の効率化を推進し、従来の年度末に決算報告をする方式を改め、平成 29 年 6 月までに、月末の教職員連絡会において前月の予算・決算報告を実施するべく準備を進める。

職員の多能工化に向けた取り組みを加速する。

基準Ⅲについての特記事項

特記事項は特に無い。

様式9－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学は、前身の東洋罐詰専修学校創設以来、包装食品に関連する産業の技術者育成機関として、食品業界、包装容器業界等から高い支持を受け、毎年ほぼ 100%の高い就職率を維持することができている。また、近年、海外の大学、食品業界から注目され、連携協定による交流、短期研修生の受け入れに結びついている。

本学を含む大半の大学は、大学進学適齢期の人口が減少し大競争時代に突入した一方、大学全入時代とも言われ、短期大学本来の使命に加えて大学教育の質的向上と定員確保を両立させていかねばならない困難な課題を抱えている。このような時代背景の中でも、本学は建学の精神に基づき、創設者の遺志を継いでこそ存在価値があると考えている。

本学では、理事長は学校法人のトップとして法人経営に、学長は大学のトップとして教育・研究等学事に責任を有する。

理事長は長年大手総合容器メーカーの経営を担ってきた経験を持つ一方、国内外の芸術文化にも造詣が深く、幅広い人脈と経験に導かれた経営者の思考に基づき理事長のリーダーシップを発揮している。

更に、短期大学の社会的使命の達成と、経営的な側面でのガバナンスを機能させるために、広く学内外の意見を聞きながら、理事会、評議員会のメンバー構成にも本学の健全な発展に欠かせない人材を選任し、本学の運営に積極的に関わっている。

理事長は、私立学校法及び本学の寄附行為等に基づき、学校法人の意思決定機関として理事会、評議員会の招集と適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

本学の理事会は現在、理事 8 名、監事 2 名からなり、理事長、常務理事学長以外の 6 名は外部理事で、学内の考えに偏らず広く議論がなされている。理事長は理事会において、予算、決算、その他の議案に理事長の立場として意見を述べる一方、理事、監事から広く意見を聞きながら法人の運営を進めている。

学長は、学長選任規程に基づき選任され、包装食品工学に関する研究・教育を推進し、強いリーダーシップの下、教授会を招集し、教育研究上の課題を解決して学校運営を担っている。平成 29 年 1 月には、就業力育成支援委員会の発展系として「学長のビジョンを具体化し、大学運営に関する将来戦略を策定する」ことを目的に大学運営会議を設置した。会議の運用は平成 29 年度より開始する。また学長は「IR・評価センター」（平成 29 年度から運用開始）、「アドミッションセンター」、「産学地域連携センター」を設置し、専門的な事項を検討させている。更に学長は 13 の委員会を設置（平成 29 年 3 月末時点）し、各種の専門的な事項を検討させている。教育の根幹につながる学修成果の向上や教育課程そのものの見直しに関連する委員会等においては、学長自らの意見を述べ迅速な意志決定を図ることが肝要であり、これらの委員会にはオブザーバーとして学長が出席できるようにした。

学長のリーダーシップの下で、積極的な教育改革と教育の質向上に関する取り組み

が進められているが、教員によって取り組みや意識に温度差があるので、活動内容の周知と意識改革を図る。

監事は会計監査人から期中、期末の業務、経理監査報告を受けた内容を十分確認するほか、監事による監査を期中に実施し、結果を理事会で報告している。監事との打合せを増やし、監査がスムーズに行われるように務める。

評議員会は私立学校法第42条及び寄附行為の定めに基づき諮問機関として機能している。

本学の中期計画は、毎年予算編成時に見直し検討を行い、修正案は次年度の事業計画、予算に反映させている。

毎年度の事業計画、予算は、全教職員に説明と指示を行っている。

日々の会計処理、決算、資産及び資金の管理並びに運用は、総務部が行い、全ての記録は監事及び監査法人に報告し、監査報告が理事会、評議員会で承認されている。

理事会・評議員会で承認を受けた事業報告・決算の財務情報及び教育情報は、本学ウェブサイト等に速やかに公開している。

[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]

基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している

(a)現状

私立学校法及び本学の寄附行為等に基づき、理事長は学校法人の意思決定機関として理事会、評議員会の招集及び適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

本学を含む大半の短期大学は、大学進学適齢期の人口が減少し大競争時代に突入した一方、大学全入時代とも言われ、短期大学本来の使命に加えて大学教育の質的向上と定員確保を両立させていかねばならない困難な課題を抱えている。

このような時代背景の中でも、理事長は建学の精神に基づき、創設者の遺志を継いでこそ本学の存在価値があると考えており、法人代表として業務の総理に務めている。

理事長は長年大手包装容器メーカーの経営を担って来た経験を持つ一方、国内外の芸術文化に造詣が深く、幅広い人脈と経験に導かれた経営者の思考に基づく理事長のリーダーシップを発揮している。

更に、本学の社会的使命の達成と、経営的な側面でのガバナンスを機能させるため、広く学内外の意見を聞きながら、理事会、評議員会のメンバー構成にも本学の健全な発展に欠かせない人材を選任し、本学の運営に積極的に関わっている。

理事長は寄附行為の定め通り理事会を招集、開催し、会議では議長としてリーダーシップを発揮し、法人の意志決定機関として適切に運営している。

理事長は理事会においては、理事長の立場として会議をリードする一方、外部理事や監事から客観的な意見を反映させるべく努力している。議案を諮る際は、理事、監事から広く意見を聞きながら進めている。本学の理事会構成メンバーは、常務理事学長以外が学外理事であり、議論も学内の考えに偏らず広く出されていると考える。理事会は常務理事学長や理事とともに、創設者が目指した建学の精神に基づいた本学運

営に責任あるリーダーシップを発揮し、法人の意志を決定している。

理事会は、3月、5月、11月の年3回の定期開催に加え、臨時開催は必要の都度理事長が招集している。評議員会は3月、5月に定期開催している。

平成28年度理事会

開催日	議案・報告事項	
平成28年5月19日	平成27年度事業報告・決算承認の件 平成27年度末資産総額変更承認の件 評議員5名選任承認の件 理事3名選任承認の件（学識経験者） 監事1名選任（再任）承認の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 〃 全会一致了承
11月25日	教職員就業規則一部改定案承認の件 経理規程一部改定案承認の件 建学の精神等改定案承認の件 固定資産現物寄付承認の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 全会一致了承
平成29年2月3日	特定株式運用規程変更案承認の件 株式現物寄付受入承認の件	原案を全会一致可決
3月10日	平成28年度第二次補正予算案承認の件 平成29年度事業計画案・予算案承認の件 理事、学長選任承認の件 常務理事選任承認の件 理事長の職務代行者指名承認の件 学長退任に係る慰労金支給案承認の件 諸規則一部改定案承認の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 全会一致了承

平成 28 年度評議員会

開催日	議案・諮問事項・報告事項	
平成 28 年 3 月 10 日	平成 27 年度事補正予算案の件 平成 28 年度事業計画案・予算案の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 全会一致了承
5 月 19 日	理事 1 名選任(再任)承認の件 監事 1 名選任(再任)承認の件 平成 27 年度事業報告・決算の件 平成 27 年度末資産総額変更の件 学事顧問選任の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 〃 全会一致了承
平成 29 年 3 月 9 日	平成 28 年度補正予算案の件 平成 29 年度事業計画案・予算案の件 近況報告	原案を全会一致可決 〃 全会一致了承

(b) 課 題

課題は特に無い。

[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]

基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 現状

学長は、学長選任規程に基づき、理事会で指名され理事長が任命している。任命時に、学長候補者の学識経験や経歴の確認が行われる。

学長は、教育研究上の目的と目標に基づいて、包装食品工学に関する研究・教育を推進している。

学長は、規則等に基づいて教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営し、議事録を整備している。また、平成 29 年 1 月に就業力育成支援委員会の発展系として、「学長のビジョンを具体化し、大学運営に関する将来戦略を策定する」ことを目的に大学運営会議を設置し、平成 29 年 4 月より運用する。大学運営会議は、大学運営に関する事項の意志決定機関であり、教授会の上に位置づけられる。

大学運営会議は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない規則としており、議決を要する事項については、出席した構成員の過半数を持って決する。可否同数の場合は、議長である学長が決定することと規約に定められている。大学運営会議は、学長、包装食品工学科長、事務室長及び学長が指名する教職員から構成され、学長は、上記に加えて、包装食品工学科の各グループ長（密封グループ長、食品製造グループ長、微生物グループ長、分析グループ長）の 4 教授を指名している。

大学運営会議と教授会は、役割を分担し、大学運営会議では、

- ① 学則その他重要な学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ② 教育研究改革に関する事項
- ③ 教育課程編成に関する事項
- ④ 国内外の大学との連携に関する事項
- ⑤ 各センター（ＩＲ・評価センター、アドミッションセンター、産学地域連携センター）の運営に関する事項
- ⑥ その他大学運営及び大学改革に関する重要な事項で学長が大学運営会議で意見を聴く必要があると判断した事項

について審議等を行う。上記①～⑥に記載した以外の教育研究に関する重要事項については教授会で審議等を行う。

大学運営会議の開催は不定期であり、重要事項が発生した時点で学長が招集する。大学運営会議の議事録は、書記として出席している教務課長が作成し、大学運営会議構成員の承認を得て、事務室長が管理・保管する。

一方、教授会は原則として月 1 回開催し、必要に応じて随時臨時教授会を招集している。平成 28 年度は 23 回開催した。教授会の議事録は、事務室長が作成し、構成員の承認を得て、管理・保管している。学修成果や三つのポリシーに関連する内容は、これまで、就業力育成支援委員会（委員長：学長）で話し合われ、教授会で審議されていたが、今後は、大学運営会議の審議事項となる。

学長は、下記に示す各センターを設置し、専門的な事項を検討させている。

- ① ＩＲ・評価センター（平成 29 年度から運用開始）
- ② アドミッションセンター
- ③ 産学連携センター

「ＩＲ・評価センター」と「アドミッションセンター」については、学長がセンター長であり、「産学・地域連携センター」については、センター長に学科長を任命している。

また、学長は委員会を設置して各種の専門的な事項を検討させている。本学では、平成 28 年 4 月の時点で 18 の委員会を設置し、活動を行っていたが、「就業力育成支援委員会」、「自己点検・評価委員会」、「入試委員会」及び「特許審議委員会」を発展的に解消し、「就業力育成支援委員会」の活動内容は「大学運営会議」、「自己点検・評価委員会」の活動内容は「ＩＲ・評価センター」、「入試委員会」の活動内容は「アドミッションセンター」、また「特許審議委員会」の活動内容は「産学・地域連携センター」に引き継がれている。また、「学生支援委員会」は、活動目的を、「学修支援に関する必要事項を審議するとともに、学び及び人間性醸成のサポートを推進し、学生の学修効果を向上させる」ことに変更し、名称も「学修支援委員会」に変更した。「能動的学修推進委員会」については、アクティブ・ラーニングに関連する施設の導入と活用に関する検討を進めていたが、該当する施設の設置が完了したことにより、その活動は「学修支援委員会」に引き継がれることになり、廃止した。

この結果、平成 29 年 3 月末時点の委員会は下記の通りである。

- ① 安全衛生委員会
- ② 学修支援委員会

- ③ カリキュラム委員会
- ④ F D 委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 国際交流委員会
- ⑦ 紀要委員会
- ⑧ 図書委員会
- ⑨ 病原体取扱並びに遺伝子組換え実験に関する安全委員会
- ⑩ 短期コース実行委員会
- ⑪ 奨学委員会
- ⑫ 内部監査委員会
- ⑬ 履修証明プログラム審議委員会

上記 13 委員会の他に、プロジェクトチームとして本学に適した I C T 設備の導入を検討している「I C T 整備ユニット」がある。

昨年度の課題として、三つのポリシーの見直しや教育成果を高めていくために学長の意向が教授会メンバーの中で十分共有されているとは言い難い状況であることを挙げたが、「就業力育成支援委員会」や「学修支援委員会」等の委員会における話し合いや教授会あるいは教職員連絡会で周知を図っている。また、学長が出席していない重要会議である「カリキュラム委員会」や「F D 委員会」については、委員長から任意参加の招集通知が学長宛に届くよう仕組みを改め、内容に応じてオブザーバーとして出席する体制に変更した。

(b) 課題

学長のリーダーシップの下で、積極的な教育改革と教育の質向上に関する取り組みが進められ、教授会を始め、教職員連絡会等でその内容については周知を図っているが、教員によって教育改革や教育の質向上に関する取り組みや意識に温度差がある。

テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの改善計画

学修支援委員会で決定した活動である「学びの姿勢」や「ありたい姿」に関する学生との面談には、准教授以上の全員が担当する仕組みとしている。また、学生の学修において不十分な部分を認識させるステージゲートに関する取り組みも、ほとんどの教授、准教授が対応する。これらの実践的な活動を通して、教育改革や教育の質向上に関する教授・准教授の取り組み姿勢と意識の向上を図る。

これらの活動内容も含め、教育改革や教育の質向上に関しては全教員が取り組むべき課題であることを教職員連絡会で繰り返し伝達し、活動内容の周知と意識改革を図る。

[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]

基準Ⅳ－C－1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現 状

監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査を行い、理事会に出席し意見を述べている。

理事会に報告するほか、定期的に監査法人と意見情報交換を行う等、毎年度監査報告書を作成し、定められた期間内に理事会及び評議員会に提出の上、監事の意見を添えて報告している。加えて今年度から導入した内部監査のチェックとフォローを行った。寄附行為の定めに基づいて業務を適切に行っている。

(b) 課 題

大学を含めた各方面での不祥事が増加するなか、監査の質・量の増加が見込まれ、監事の負担増加が懸念される。

基準Ⅳ－C－2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現 状

評議員会は寄附行為第 21 条により、理事現在数の 2 倍以上の評議員 22 名を以て組織し、毎年 3 月には事業計画、予算案諮問、5 月に事業報告、決算諮問を定例評議員会として開催しているほか、必要に応じ私立学校法第 42 条及び、寄附行為の規定に基づき諮問機関として適切に開催し、適切に機能している。

(b) 課 題

評議員選任が年々難しい環境になってきている。

基準Ⅳ－C－3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現 状

本学の法人運営に関する規程類は、全て「学校法人規程集」に納め、教職員全員がいつでも閲覧できるようにしている。寄附行為を頂点に、役員会、人事、組織に関する責任と権限を諸規則・規程に明確に定め運用しており、規程類は法改正の都度適宜見直しを行い、規程管理規程に基づき機関決定を経て施行等している。

事業計画案、予算案は、翌年度の事業計画案作成にあたり、設備導入の中期計画の見直しを先行して行っている。学長主催の予算編成会議では中期計画の見直し後、学長の予算編成方針に基づき、各部門が翌年度の設備投資、経常費用等の予算案申請を総務部に対して行っている。

設備導入計画は、より高度で専門性の高い教育を計画的に導入する目的で、教育現場の意見を反映できるよう、各部門で見直し検討を行い、事業計画案、予算案に反映させている。

毎年度の各部門の事業計画案は、学長承認後、総務部がまとめる。予算案は各部門長が承認した予算額を総務部に提出し、総務部が方針との整合性、経済性、計画性等を確認した上で集計し、学長主催の予算案検討会議を経て評議員会諮問後、理事会で審議している。

日々の会計処理、決算及び予算管理は総務部が行っている。また、会計記録や物品取引記録などは監査法人が期中の実地監査を含む記録調査、固定資産棚卸立会及び期末決算に於ける実地監査結果を監査報告書として監事に報告している。監事はその結果及び監事による監査報告を併せ、理事会、評議員会に報告し、承認されている。

法人の財務情報で公開が求められているものは、本学ウェブサイト及び、正門前掲示板に一般公開しているほか、外部からの閲覧希望者用にファイルを準備している。

その他、理事、監事、評議員には、学事、教授会議事録、各委員会の議事概要、決算情報等の月次報告書を作成し、できるだけ新しい情報の提供に努めている。

(b) 課 題

監査の質・量の増加が見込まれるなか、監事監査のサポートが不十分である。

テーマⅣ－C ガバナンスの改善計画

監事との打合せを増やし、監査がスムーズに行われるように努める。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

学修成果の向上や教育課程の見直し改定に関連する委員会については、議題により学長がオブザーバーとして出席できる体制を継続する。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

特記事項は特に無い。

様式11－職業教育

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

■以下の基準（１）～（６）について自己点検・評価の概要

- （a）現状
- （b）課題
- （c）改善計画

基準（１） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）現状

本学は教育研究上の目的と目標が明確に示しているように、前身の東洋罐詰専修学校創設当初から職業教育に重きを置いている。就業力育成支援委員会で、学長が中心となって、より具体的で分かりやすい建学の精神、教育研究上の目的と目標及び三つのポリシーの改定作業を行った。それと対応しカリキュラム内容も改定した。その目標達成のため、一般教育科目、専門教育科目、各種資格の取得制度等の教育内容に合わせた教育体制と実習設備を有し、包装食品製造技術者養成のための役割・機能、分担を明確に定めている。また、学長を中心とした「就業力育成支援委員会」（平成 29 年度からは「大学運営会議」）を設けており、各委員会と連携を図り、学生の就業力向上につながる教育活動の迅速な推進や、支援状況・効果等について定期的に評価を行っている。

（b）課題

伝統的な包装食品の製造技術と包装食品工学の原理・原則の教授を維持しながら、食品業界の変化やニーズに合わせた新規技術及び実習設備の導入、並びに教育体制の再構築を図る必要がある。

（c）改善計画

平成 25 年に新規技術、実習設備として、アセプティック飲料充填実習施設・設備が導入され、新たな食品分野の教育が可能となった。国内で唯一の包装食品に特化した教育が行える大学として、教育と設備の更なる充実を図っていく。平成 29 年度に学生の衛生管理意識の更なる向上のため、食品製造エリアの間仕切り等、施設を改修する。

基準（２） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）現状

食品関連の学科を持つ高等学校とは以前より交流があり、水産学や農学を学んだ学生の在籍割合は高い。最近はそのらの専門高等学校との交流を更に促進し、相互訪問と

情報交換を行っている。高等学校から出張講義等の要請もあり、対応している。また、専門高等学校教員から申込みがあれば、本学での社会人講習会へ受け入れている。

(b) 課題

高等学校教員に対する技術研修受け入れ及び出張講義等について、高等学校側の認知度が低い。

(c) 改善計画

本学ウェブサイトには教員実習受け入れや出張授業等の実績を掲載する。

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

本学で行っている教育は、食品産業の核となる包装食品の製造技術であり、教授及び食品関連の資格取得のための体制は確立している。食品製造に必要な基本的知識・技術は、全学生が修得するが、2年次になると高い技術が修得できるように、カリキュラムの選択可能性を広げた履修を可能としている。平成29年度からは学生が自らの学修成果を把握し、不足している内容を補強することを目的として、1年次、2年次にステージゲートという仕組みを設け、更なる教育の質向上を図る。

(b) 課題

平成28年度に新教育課程編成・実施の方針を作成し、カリキュラムを再編成したが、平成29年度にその効果の確認を行う。また、学修成果の達成度の把握も行う必要がある。

基準(4) 学び直し(リカレント)の場として門戸を開いている。

(a) 現状

本学は、教育研究上の資源を活かし、食品業界等に従事する社会人への学習の機会を提供することを目的として、「短期コース実行委員会」を発足させ、教員及び事務職員が協働して、積極的にリカレント教育を推進している。本学主催の社会人育成講習会は、平成23年度より、毎年8月から一カ月間に亘り、食品関連企業に勤める社会人への教育及び食品系専門高等学校の教員支援を対象として開催している。

社会人の多くは長期間業務を離れることが負担であることから、社会人育成講習会には5日完結の1週間コースを含む6つのコースを設けている。4週間コースにおいて全ての科目を修得すると、学校教育法に基づく履修証明を取得でき、本学が認定する「包装食品技術管理者®」の資格・称号も与えられる。また、包装食品工学総合コースは、平成27年12月に文部科学大臣から職業実践力育成プログラム(BP)に認定され、平成28年度課程から適用した。平成28年度の参加者は22名で、その内、包装食品工学総合コースは4名であった。

平成 28 年度社会人育成講習会の職業実践力育成プログラムにおける包装食品総合コースに関する点検・評価は、本学履修証明プログラムに関する規程に基づき、履修証明プログラム修了者の教育効果について検証するため、平成 29 年 3 月 15 日に履修証明プログラム審議委員会を開催して審議を行った。

冒頭、「履修証明プログラム修了者認定では、履修証明プログラム修了者認定の試験結果について、包装食品工学総合コースの受講者 4 名全員が、本学履修証明プログラム実施要領第 13 条（修了の要件）に定める 60 点以上の評価を得ており、かつ出席状況や受講態度の要件も充たし、第 558 回教授会で審議の結果、当該プログラムの修了を認定した。これにより、受講者 4 名に対して、本実施要領に則り、学校教育法第 105 条に基づく履修証明書及び包装食品技術管理者の合格証書を交付した。」との報告があった。

一方、当委員会の審議では、修了認定試験における理解度の評価で、全員がほぼ満点という結果だったことから、理解度を評価する場合、総合的に技術・理論を身に付けてもらうため、試験問題の見直し、試験時間と持ち込みの可否について、検討すべきとの意見があった。また、受講者アンケートの集計結果から、「開講コースに合わせた実習や食の安全に関わる講義が高評価」「容器関連の講義は、専門性が高すぎてコース受講者には不評」「実習時間については“ちょうど良い”」「二重巻締実習については様々な意見があり、受講目的や経験年数に起因していると思料されること」「他に学びたい講義」「その他、講義について感じたこと」等の報告があった。これに対し、審議において、「受講者の役に立つように教えるべきである。」「受講者は、自分の立場でのイメージで参加しているものである。容器関係の科目では、教員は容器のつくり方を教えたがるが、食品会社の受講者は、容器の正しい選択や使い方に関する情報を望んでいる。この乖離については、受講者に寄り添う形で授業内容を精査していくべきである。」という意見が出された。成績評価や受講者アンケートに関する履修証明プログラム審議委員会の意見を踏まえ、PDCAサイクルをしっかりと回すことによって改善を図り、社会人育成講習会の質向上につなげていく。

その他、本学が主催し、東洋製罐グループ会社の後援を得て、平成 28 年 8 月に缶詰製造技術講習会、平成 28 年 9 月に食品容器キャッピング技術講習会、平成 28 年 12 月にアセプティック充填技術講習会、平成 29 年 2 月にレトルト食品製造技術講習会を開催し、社会人の学び直しと技術向上に努めるとともに、社会人の教育にも寄与している。

また、社会人推薦入学、科目等履修の入試制度を設け、学び直し場として門戸を開いており、平成 28 年度では 2 年生 4 名、1 年生 3 名が在籍している。

（b）課題

社会人推薦入学及び科目等履修の入試制度、更に本学独自で実施している社会人育成講習会という社会人教育に関する本学の多くの取り組みについて、更に食品業界や高等学校に対して一層周知していく必要がある。

社会人育成講習会の包装食品工学総合コースにおける修了認定試験について、総合的に技術・理論を身に付けることを目的に、試験問題の見直し、試験時間と資料等の持ち込みの可否を検討する必要がある。また、社会人育成講習会のアンケートに

関して、受講者の回答を踏まえたプログラムの検討が十分できてはいない。

(c) 改善計画

社会人教育に係る広報については、事務部門のみに広報を依存せずに、全学で真摯に対処すべき事態となっている。具体的な施策として、社会人推薦入学は、卒業生が幹部になっている企業へのアピール、科目等履修は、派遣実績のある企業向け広報、また、社会人育成講習会は、短期コース実行委員会を中心に、食品業界や専門高等学校に対して募集活動の強化を図っていく。

社会人育成講習会の包装食品工学総合コースにおける修了認定試験に関し、試験問題の見直し、試験時間と資料等の持ち込みの可否については、短期コース実行委員会で検討する。受講者アンケートに関しては、包装食品総合コースは、毎週提出してもらう方法とし、その週で学修した内容の記憶が鮮明なうちに、記載・提出してもらう。また、これまでの受講者アンケートに基づき、容器に関連した講義については、受講者のニーズを反映した内容に変更する。受講者アンケートの内容に関しては、継続的に短期コース実行委員会で検討、精査し、必要に応じて次回以降の社会人育成講習会のプログラムに反映させる。

基準（５） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 現状

専門学会や各種研修会の受講に努め、また、当該分野の企業との情報交換や共同研究を通じて経験と知識の向上に努めている。

(b) 課題

実習教育者の育成については、実技レベルの向上のために多くの技能経験を積みねばならず、育成に時間を要する。

(c) 改善計画

大学と企業との協力関係を充実させ、技術修得のための企業派遣等を検討する。また、継続して企業から実務教員を招聘する。

基準（６） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

学生に対する職業教育の効果は、各種資格試験の合格率により客観的に測定・評価している。それらの結果をうけて、教育体制や手法の改善に努めている。また、今年度も卒業生や企業を対象としたアンケートを行い、その結果をカリキュラムなど様々な改善に利用している。

(b) 課題

卒業後の学生の情報や就職先企業の本学学生の評価など、アンケートを実施しカリキュラムなどの改善に利用しているが、回収率が低い。

(c) 改善計画

卒業生及び企業を対象としたアンケートに関しては、SNSを活用し、回収率を上げ、多くのデータを元に職業教育内容を充実させる。

平成 28 年度 自己点検・評価報告書

編 集 東洋食品工業短期大学 I R ・評価センター

発行日 平成 29 年 9 月 30 日

発行者 東洋食品工業短期大学 学長 後藤 弘明

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷 4 丁目 23 番 2 号

電 話 072-759-4221 F A X 072-758-6959

U R L <http://www.toshoku.ac.jp/>